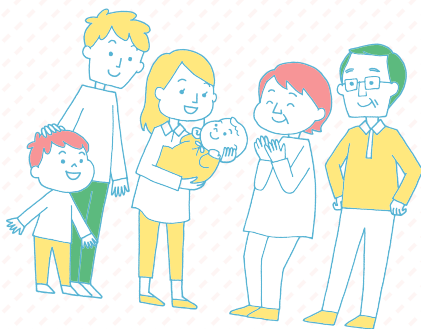


第3期

柳川市 子ども・子育て 支援事業計画

令和7年3月
福岡県 柳川市



目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
1 子ども・子育て支援事業計画の概要	1
2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方について	4
第2章 本市の現状と課題	5
1 本市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
2 教育・保育、子育て支援事業の現状	8
3 アンケート調査結果にみる本市の特徴	12
4 関係団体ヒアリング調査結果にみる本市の特徴	26
5 第2期計画の取り組み状況	30
6 第3期計画に向けての課題	33
第3章 子ども・子育て支援の基本的考え方	36
1 基本理念	36
2 家庭・地域・事業者・行政の役割	37
3 施策の体系	39
第4章 実施計画	40
基本目標1 安心して子どもを生み育てることができる支援の充実	40
基本目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり	48
基本目標3 子どもとその親がいきいきと暮らせる地域づくり	57
第5章 事業計画	72
1 教育・保育提供区域の設定	72
2 教育・保育の量の見込みと確保の方策の考え方	72
3 教育・保育の量の見込みと確保の方策	73
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策の考え方	74
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	75
第6章 計画の推進体制	84
1 関係機関との連携	84
2 計画の達成状況の点検・評価	84
資料編	85
1 策定経過	85
2 柳川市子ども・子育て会議委員名簿	85
3 柳川市子ども・子育て会議条例	86
4 用語集	87

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 計画の背景と趣旨

国においては、子ども・子育て支援として、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。

一方で、少子化の進行や人口減少には歯止めがかかっておらず、令和4年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回り、令和5年には過去最少の72万人台にまで減少するなど、予測を上回る速度で少子化・人口減少が進行しています。また、児童虐待相談や不登校の件数が増え続けるなど、子どもを取り巻く状況は深刻で、近年はコロナ禍がそうした状況に拍車をかけました。さらに、相対的貧困の状態であることによって、生活に困難を抱えたり、教育・体験の機会が乏しかったりするなどの子どもの貧困も社会問題化しており、国の調査においては、子どもの約9人に1人が貧困状態にあるとされています。

このような状況を踏まえ、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年5月に「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、「子ども・若者の最善の利益」が実現される社会を目指すとともに、子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化させ、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもを巡るさまざまな課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

柳川市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に「第2期柳川市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、「柳川でよかった！ともにほぐくみ、支える、子育てのまち」を基本理念に、子ども・子育て支援の質・量の充実をはじめ、子育て環境の魅力創出・向上に向けた取り組みを進めてきました。

この度、第2期計画の期間が令和6年度で満了することから、根拠となる法律や関連する法律の動向を踏まえ、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、子どもの貧困解消に向けた対策を新たに盛り込んだ「第3期柳川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、本計画からこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に定める市町村計画も包含することとします。

併せて、本計画は、「柳川市総合計画」や「柳川市地域福祉計画」など、市が作成する計画における子ども・子育て支援に関する事項と整合性を図るとともに、第 2 期計画と同様、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としても位置づけることとします。

(3) 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期計画					第 3 期柳川市子ども・子育て支援事業計画				

(4) 計画の対象

本計画は、市内のすべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等の個人及び団体を対象とします。

(5) 策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第61条第7項の規定に基づき、関係機関・団体・子育て当事者などの委員で構成する柳川市子ども・子育て会議において、次の点について調査及び審議を行いました。

- ❶ 潜在的なニーズを含む教育・保育・子育て支援のニーズの適切な把握
- ❷ 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）及び地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育、家庭的保育など）における教育及び保育の提供体制のあり方や提供目標量
- ❸ ニーズの充足に必要な地域の子育て支援事業（地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳児家庭全戸訪問、放課後児童クラブ、妊婦健康診査等）の計画への反映
- ❹ 子育て支援施策の実績の調査や事業の点検評価

2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

国において、計画の策定に関する事項が記載された基本指針が改正されています。本市における第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたってはこれらを踏まえて策定しています。基本指針の改正に関する概要は以下のとおりです。

改正の概要

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

→「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

→「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障がい児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

→「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

→「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針への位置づけ等を行う。

5. 産後ケアに関する事業の追加

→地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

○その他所要の改正

→その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

(2) 児童福祉法の改正に伴う新規事業

市町村子ども・子育て支援事業計画において、見込み量を定める必要のある支援について規定されている児童福祉法についても、令和6年4月に児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、「子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）」「児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）」「親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）」が新たな事業として規定されています。

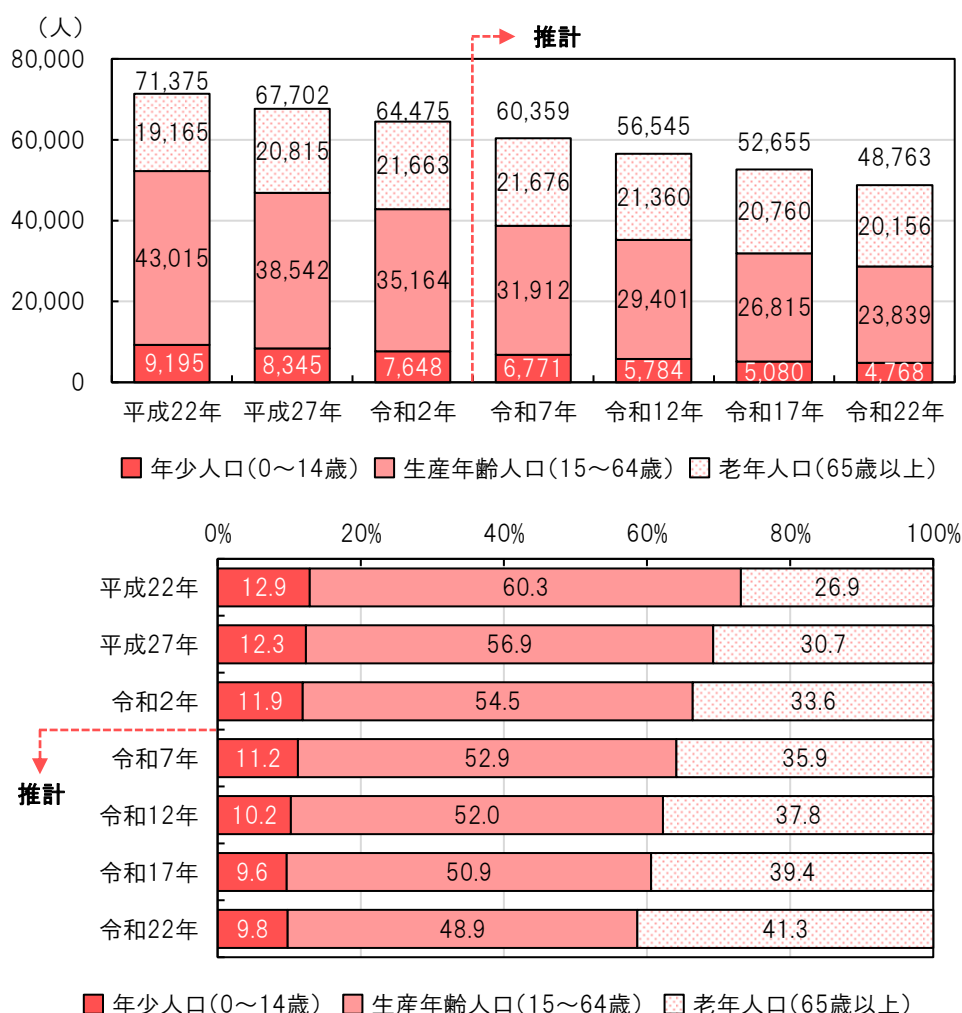
第2章 本市の現状と課題

1 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本市の総人口は減少が続いており、令和2年には64,475人となっています。今後も一貫して減少し、少子高齢化傾向が続くと推計されています。
- 年齢区分別でみると、年少人口は、人数、比率ともに減少傾向で推移し、令和22年には人口比率が9.8%になると推計されています。

総人口・年齢区分別人口の推移と予測



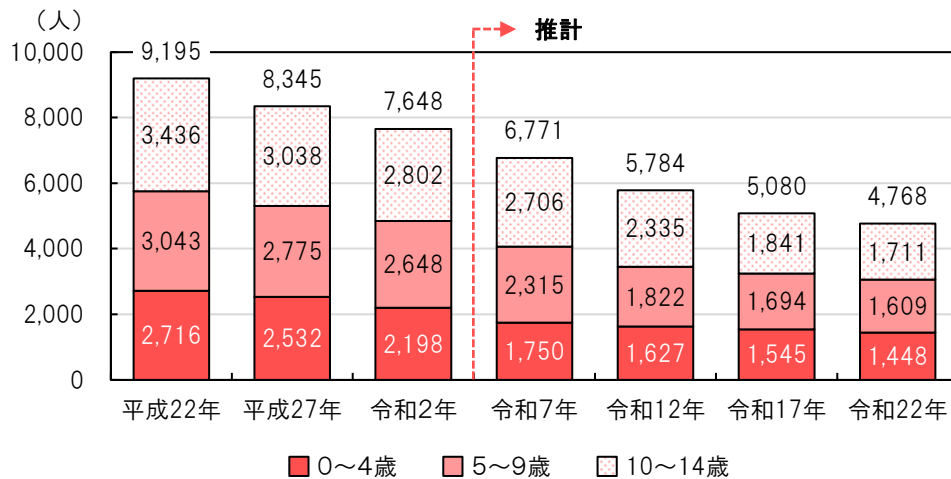
資料:令和2年までは国勢調査、令和7年以降は社人研推計値

※端数処理の都合上、合計が100%にならない場合があります

(2) 年少人口の推移と予測

- 年少人口の内訳をみると、0～4歳、5～9歳、10～14歳の3つの年代ともに今後も一貫して減少すると推計されています。

14歳以下3区分別人口の推移と予測

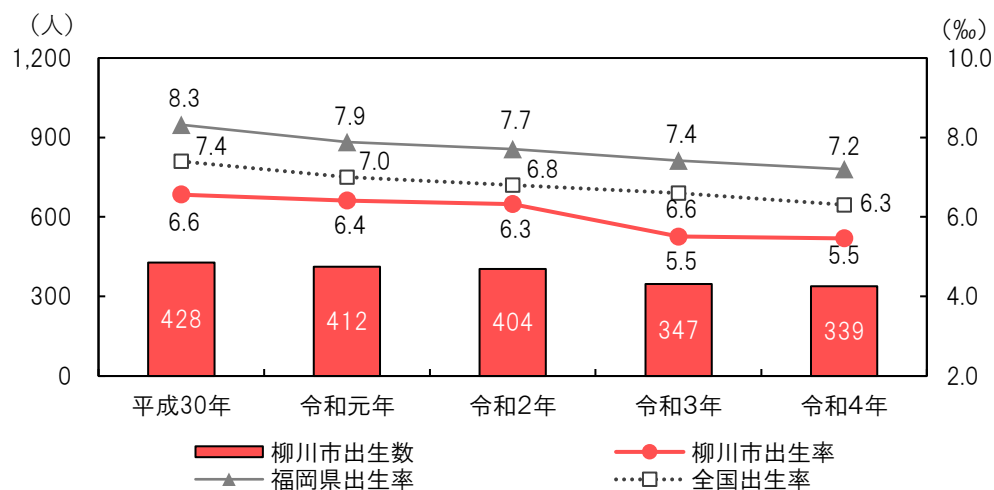


資料：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は社人研推計値

(3) 出生数

- 本市の出生数は年々減少しており、令和4年には339人となっています。
- 人口千人当たり出生率を国・県と比較すると、いずれの年も国・県より低くなっており、令和4年は5.5%となっています。

出生数の推移と比較

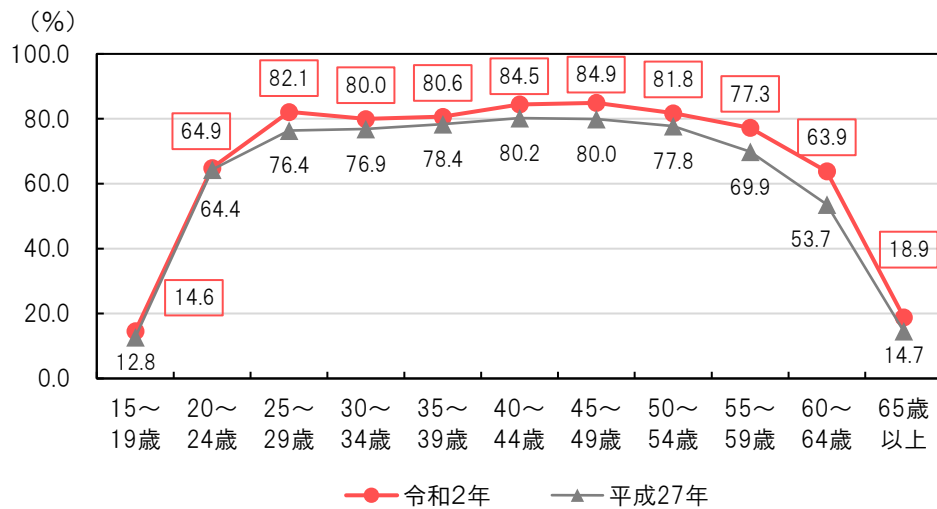


資料：福岡県「人口動態統計」

(4) 女性の就労状況

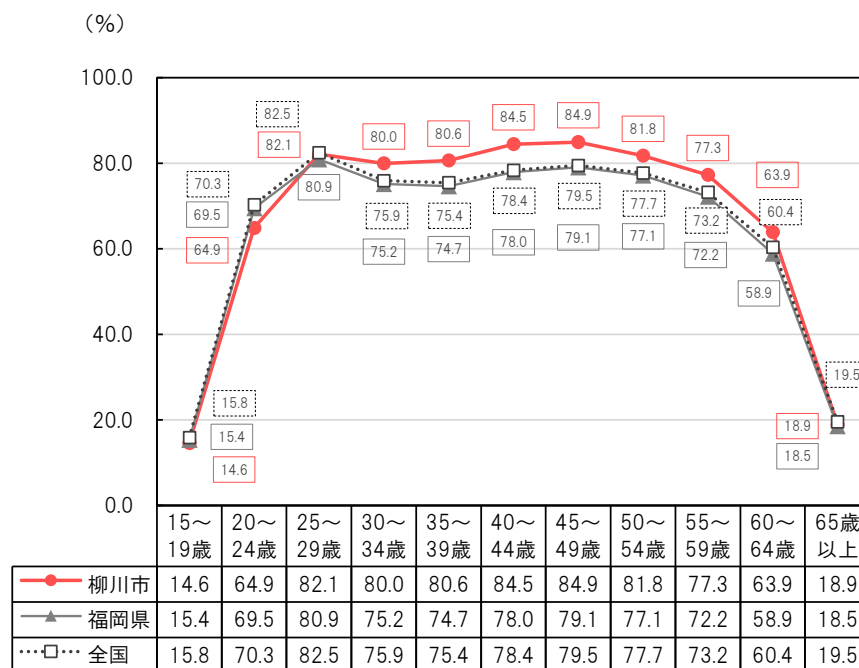
- 本市の女性の就業率は、平成27年と比較すると、すべての年代において上昇しており、20代後半から50代前半では8割台となっています。
- 令和2年の女性の就業率を国・県と比較すると、15～29歳、65歳以上を除く区分において国・県より高くなっています。

女性の就業率の推移



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

女性の就業率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

2 教育・保育、子育て支援事業の現状

(1) 教育・保育施設の状況

本市における教育・保育施設の状況は以下のとおりです。

●保育所の状況

各年度 10 月 1 日現在 (か所、人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数		19	19	19	17	16
定員数		1,970	1,950	1,920	1,480	1,410
児 童 数	2 号認定 (3 歳以上児)	1,165	1,117	1,111	799	749
	3 号認定 (1・2 歳児)	621	597	581	472	430
	3 号認定 (0 歳児)	163	169	148	46	129
	計	1,949	1,883	1,840	1,412	1,308

●認定こども園の状況

各年度 10 月 1 日現在 (か所、人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数		2	2	2	4	5
定員数	1 号認定	180	180	135	155	175
	2・3 号認定	147	147	170	540	556
児 童 数	1 号認定 (3 歳以上児)	107	103	101	102	118
	2 号認定 (3 歳以上児)	104	110	113	346	384
	3 号認定 (1・2 歳児)	57	58	63	137	141
	3 号認定 (0 歳児)	6	19	23	31	27
	計	274	290	300	616	670

●幼稚園の状況

各年度 10 月 1 日現在 (か所、人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数		4	4	3	2	0
定員数		150	140	95	40	0
児童数 (1 号認定)		109	66	50	47	0

●その他の保育施設の状況（令和6年4月現在）

	施設数
企業主導型保育施設	2 か所
認可外保育施設	3 か所

●小・中学校の状況

各年5月1日現在（校、人）

	施設数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	19	3,356	3,264	3,184	3,113	3,002
中学校	6	1,550	1,547	1,555	1,588	1,565

（２）地域子ども・子育て支援事業の状況

本市における地域子ども・子育て支援事業の状況は以下のとおりです。

※令和6年度は見込み値

①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	1	1	1	1	1

②時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもの通常の利用時間を延長して、保育園や認定こども園等で保育を行います。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実人数	692	616	625	618	720

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後に家庭で保育することができない小学生の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実人数（低学年）	709	672	649	674	677
利用実人数（高学年）	51	55	73	85	83

④子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的にできなくなった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	3	2	0	20	19

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用回数	398	353	384	317	297

⑥養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

(回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用回数	46	43	89	115	110

⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいの広場）

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・情報提供・育児相談等を行い、育児の負担感や不安感を解消します。

※令和6年度は10月末現在（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数	14,900	13,930	18,451	23,466	13,528
ピコクラブ（正光乳児）	4,522	3,193	2,595	3,843	1,700
パンパン（あけの）	164	118	73	48	57
わくわく広場（垂見）	550	333	213	474	458
このゆびとまれ（つどいの広場）	9,664	10,286	15,570	19,101	11,313
月平均利用者数	1,242	1,161	1,538	1,956	1,933

※このゆびとまれ（つどいの広場）は、令和3年度までは柳城児童館。

⑧一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児の希望者を対象に預かり、必要な保育を行います。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	1,248	621	0	2,772	2,623

⑨一時預かり事業（一般型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、保育園や認定こども園等で預かり、必要な保育を行います。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	949	1,103	1,227	1,009	822

⑩病児・病後児保育事業

医療機関や保育所等において、急な病気や病気からの回復期などで、一時的に集団保育が困難な子どもの保育を行います。（市内では、柳川保育園で実施。）

（か所、人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（病後児のみ）	1	1	1	1	1
年間延べ利用人数	70	153	116	381	364

⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助を行いたい人（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	1,222	1,460	1,449	1,131	1,193

⑫妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持、増進を図り、安全な出産を迎えられるよう妊婦健診を行います。

（回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用回数	4,941	4,149	4,063	3,419	3,626

⑬産後ケア事業

産後に育児支援を必要とする母子を対象として、心身のケアや育児のサポート等を行います。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数		81	270	315	201

※令和3年11月より開始。令和6年度は9月時点。

3 アンケート調査結果にみる本市の特徴

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の皆様の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見等を計画に反映することを目的として実施しました。

項 目	就学前児童保護者対象ニーズ調査	小学生児童保護者対象ニーズ調査
調査対象者	柳川市内在住の就学前のお子さんを 持つ保護者 1,520 人（無作為抽出）	柳川市内在住の小学年のお子さんを 持つ保護者 1,005 人（無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式またはWEB回答	
調査期間	令和6年8月9日（金）～8月21日（水）	
回収状況	有効回収数：569 件 （有効回収率 37.4%）	有効回収数：348 件 （有効回収率 34.6%）

項 目	小中学生対象生活状況調査	小中学生保護者対象生活状況調査
調査対象者	柳川市内在住の小学5・6年生と 中学1・2・3年生	柳川市内在住の小学5・6年生と 中学1・2・3年生の保護者
配布件数	2,435 件	
調査方法	郵送配布・WEB回答	
調査期間	令和6年8月9日（金）～8月21日（水）	
回収状況	有効回収数：479 件 （有効回収率 19.7%）	有効回収数：637 件 （有効回収率 26.2%）

(2) 調査結果

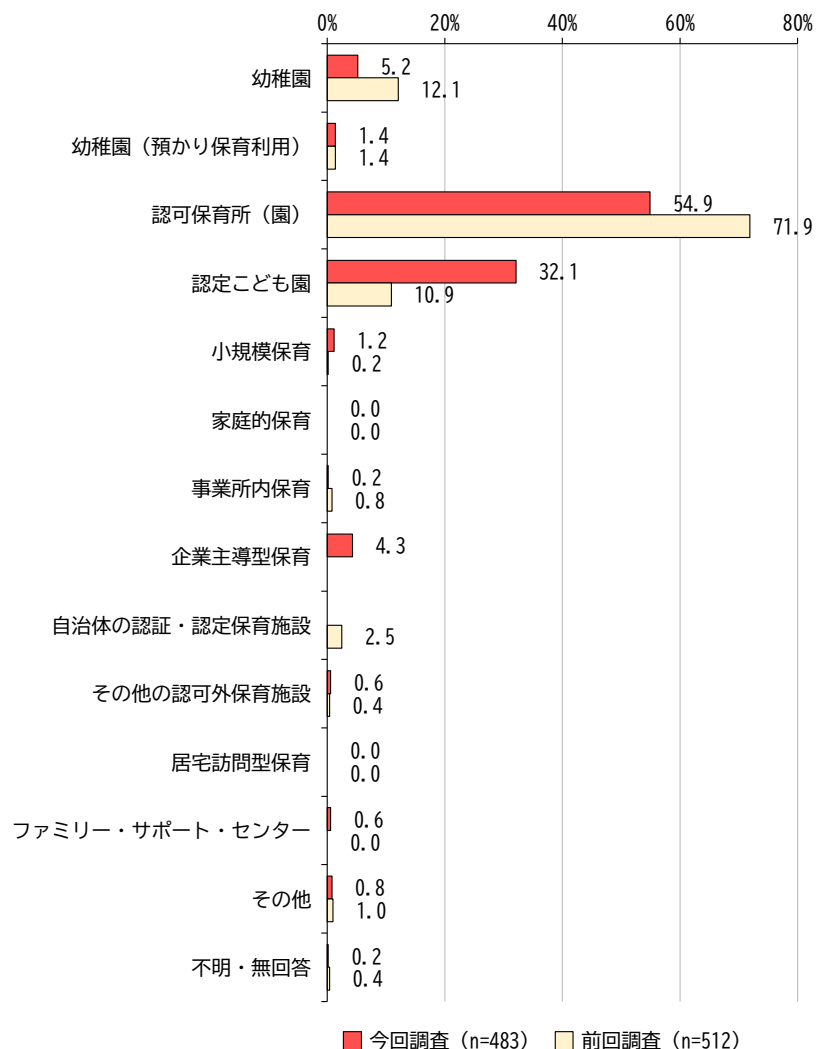
①就学前児童保護者対象ニーズ調査

ア. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業を利用している方

あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育事業を利用していますか。年間を通じて定期的に利用している事業をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- ・「認可保育所（園）」が 54.9%と最も多く、次いで「認定こども園」が 32.1%となっています。
- ・前回調査と比較すると、市内の認可保育所（園）が認定こども園に移行したことに伴って、「認可保育所（園）」の回答が減少し、「認定こども園」が増加しています。



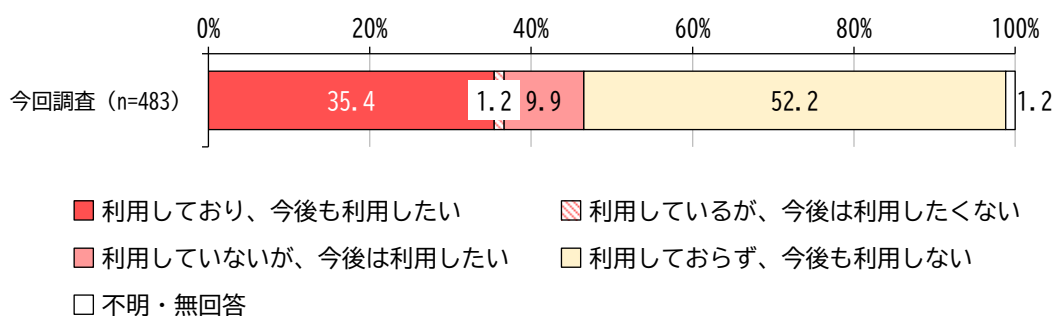
※今回調査のみ：「企業主導型保育」

前回調査のみ：「自治体の認証・認定保育施設」

平日の定期的な教育・保育事業を利用している方

平日に定期的に利用している教育・保育事業について、18 時以降の預かりを利用していますか。または今後利用を希望しますか。（1 つに○）

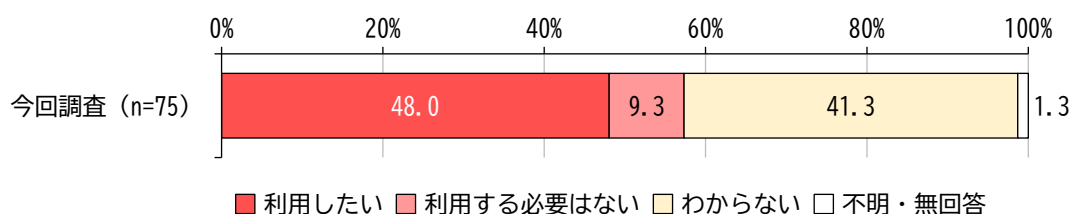
- ・「利用しておらず、今後も利用しない」が 52.2%と最も多く、次いで「利用しており、今後も利用したい」が 35.4%となっています。



平日の定期的な教育・保育事業を利用していない方

令和 8 年度から、保育の要件を満たさない人でも、一定の条件の下で保育を利用できる「こども誰でも通園制度」が実施される予定です。この制度を利用したいと思いますか。（1 つに○）

- ・「利用したい」が 48.0%と最も多く、次いで「わからない」が 41.3%となっています。

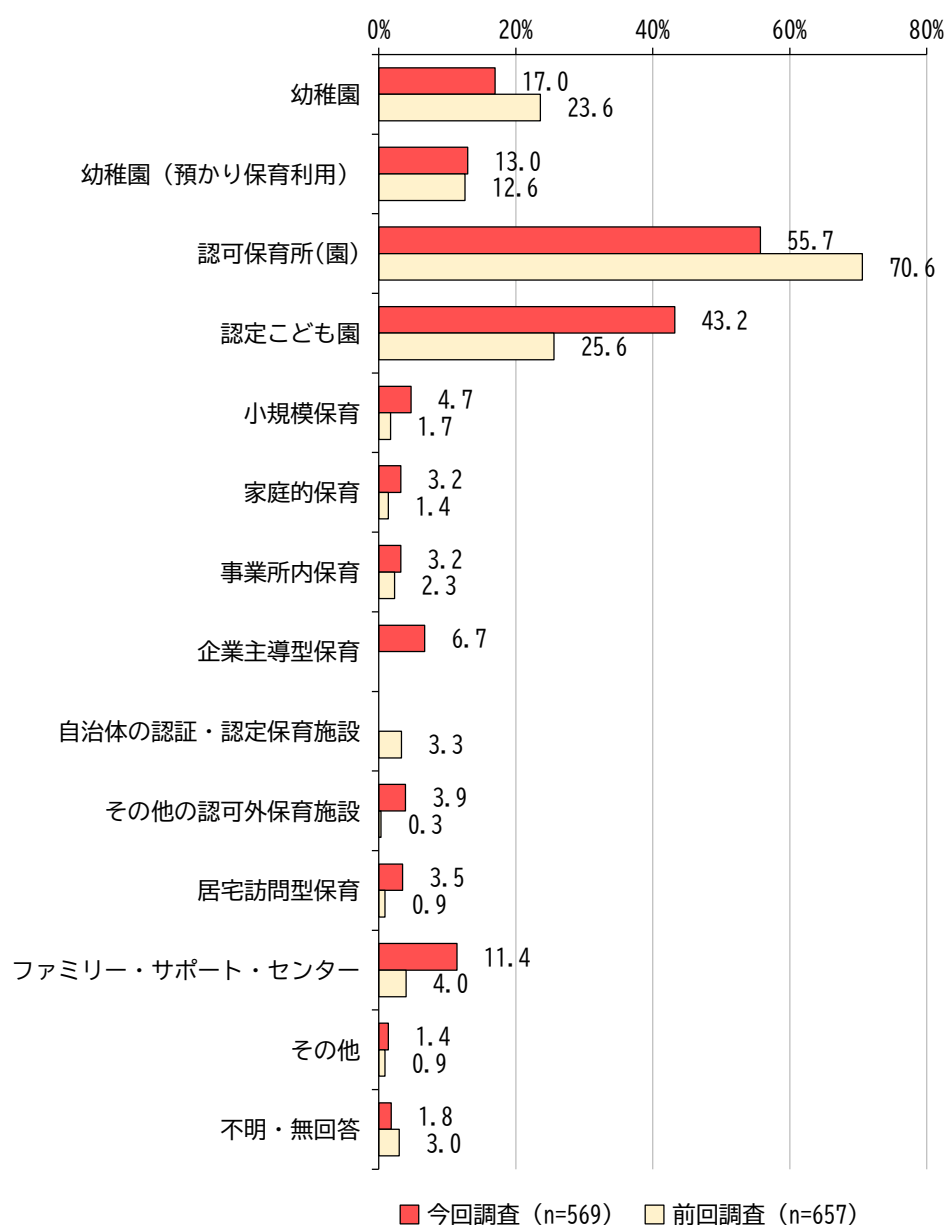


イ. 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育事業として、今後「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

- ・「認可保育所」が 55.7%と最も多く、次いで「認定こども園」が 43.2%となっています。
- ・前回調査と比較すると、「認定こども園」が 17.6 ポイント増加し、「認可保育所（園）」が 14.9 ポイント減少しています。



※今回調査のみ：「企業主導型保育」

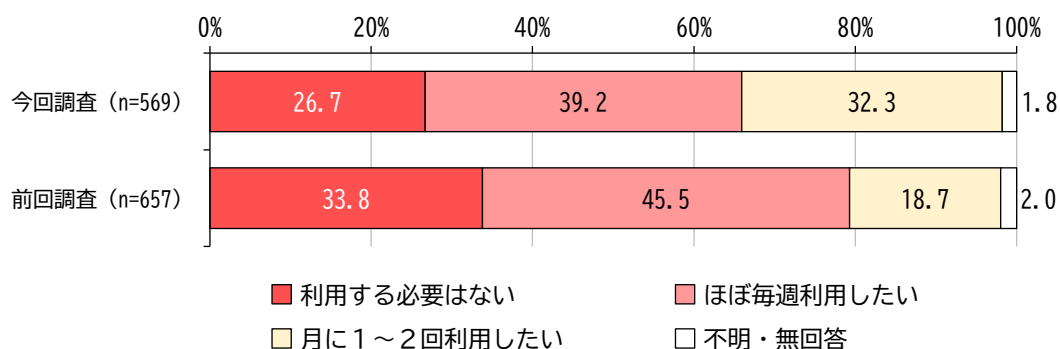
前回調査のみ：「自治体の認証・認定保育施設」

ウ. 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。（1つに○）

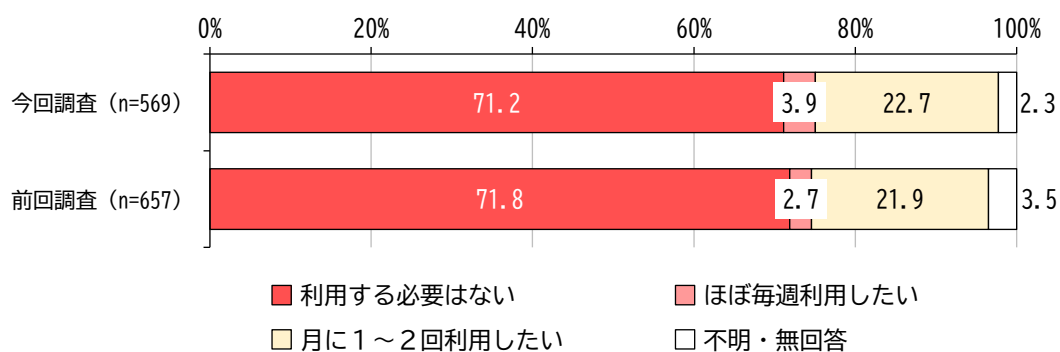
土曜日

- ・「ほぼ毎週利用したい」が 39.2%と最も多く、次いで「月に1～2回利用したい」が 32.3%となっています。
- ・前回調査と比較すると、「利用する必要はない」が 7.1 ポイント減少し、「月に1～2回利用したい」が 13.6 ポイント増加しています。



日曜日・祝日

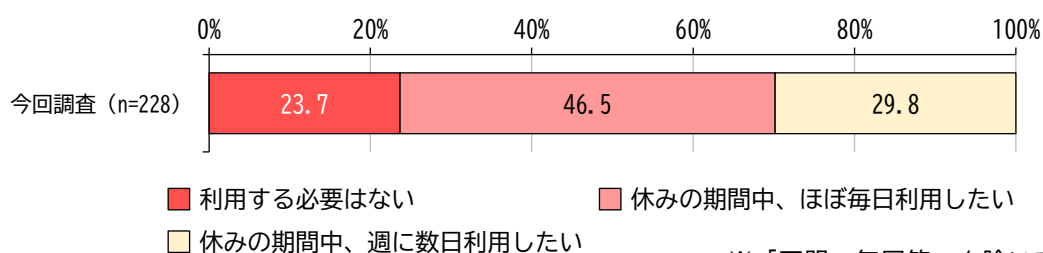
- ・「利用する必要はない」が 71.2%と最も多く、次いで「月に1～2回利用したい」が 22.7%となっています。



現在、幼稚園や認定こども園の幼稚園部門を利用している方

あて名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望はありますか。（1つに○）

- ・「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 46.5%と最も多く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が 29.8%となっています。



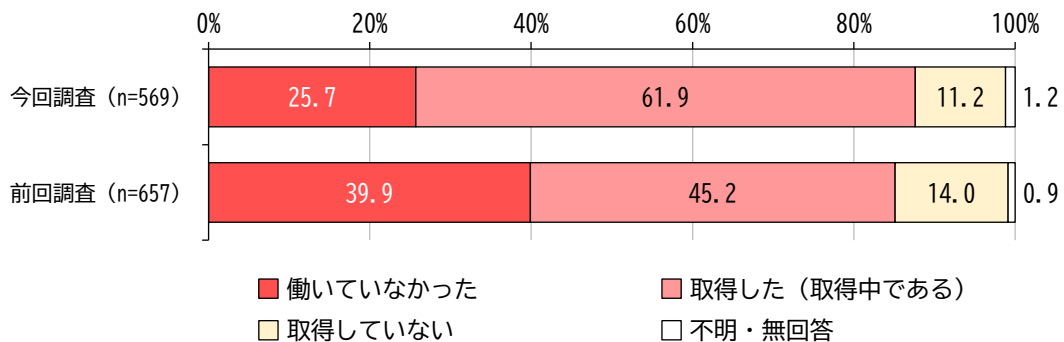
※「不明・無回答」を除いて集計

エ. 育児休業など職場の両立支援制度について

あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、お答えください。（1つに○）

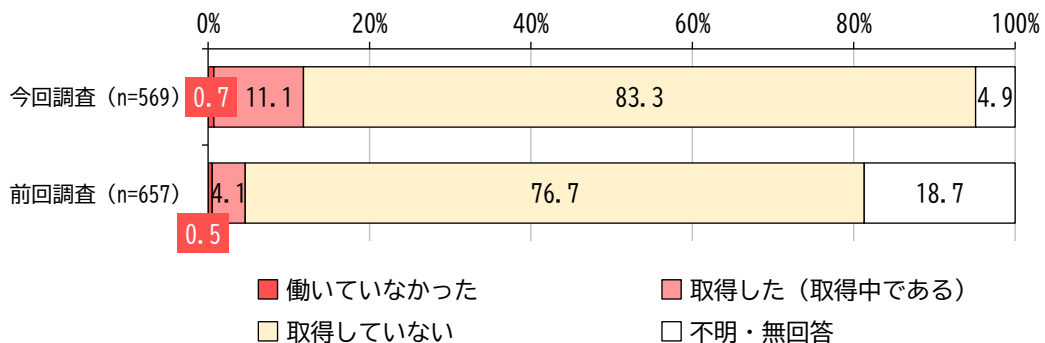
母親

- ・「取得した（取得中である）」が 61.9%と最も多く、次いで「働いていなかった」が 25.7%となっています。
- ・前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が 16.7 ポイント増加し、「働いていなかった」が 14.2 ポイント減少しています。



父親

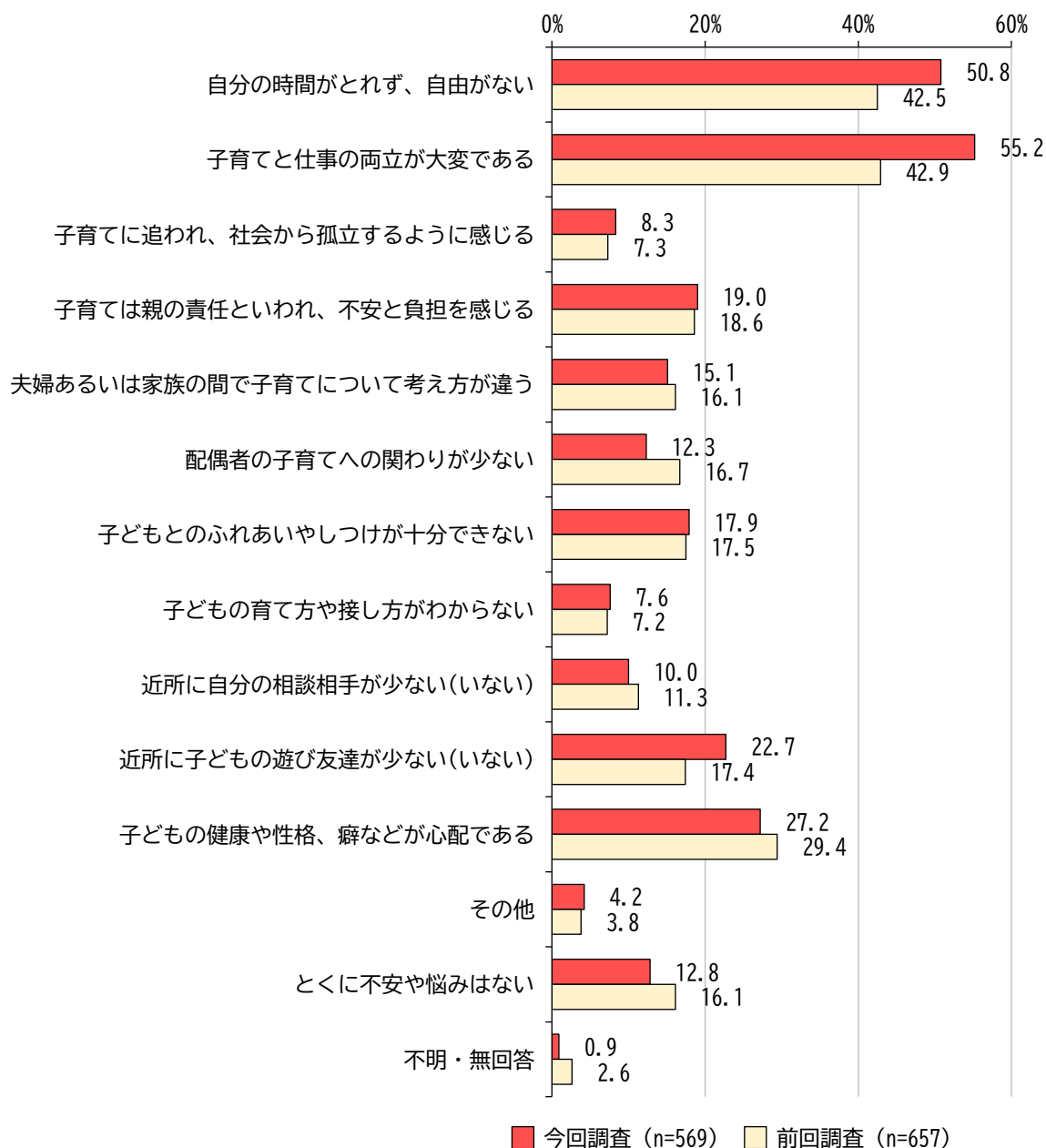
- ・「取得していない」が 83.3%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が 11.1%となっています。



オ. 子育て全般について

子育てをする上で、どのような悩みがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- ・「子育てと仕事の両立が大変である」が 55.2%と最も多く、次いで「自分の時間がとれず、自由がない」が 50.8%となっています。
- ・前回調査と比較すると、「子育てと仕事の両立が大変である」が 12.3 ポイント増加しています。

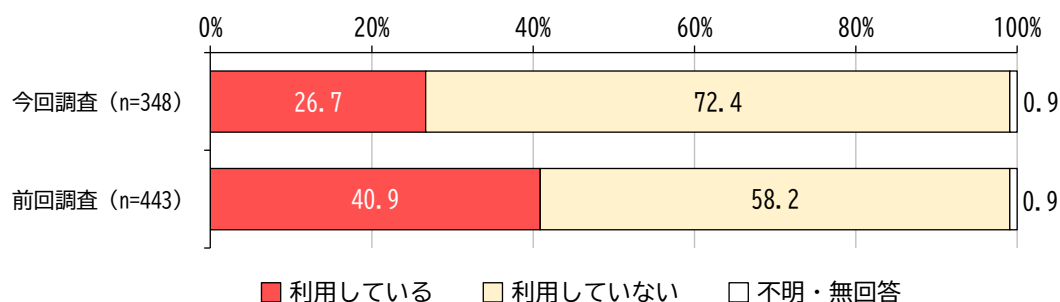


②小学生児童保護者対象ニーズ調査（※前回調査の調査対象者は小学１～３年生の保護者）

ア．放課後児童クラブの利用について

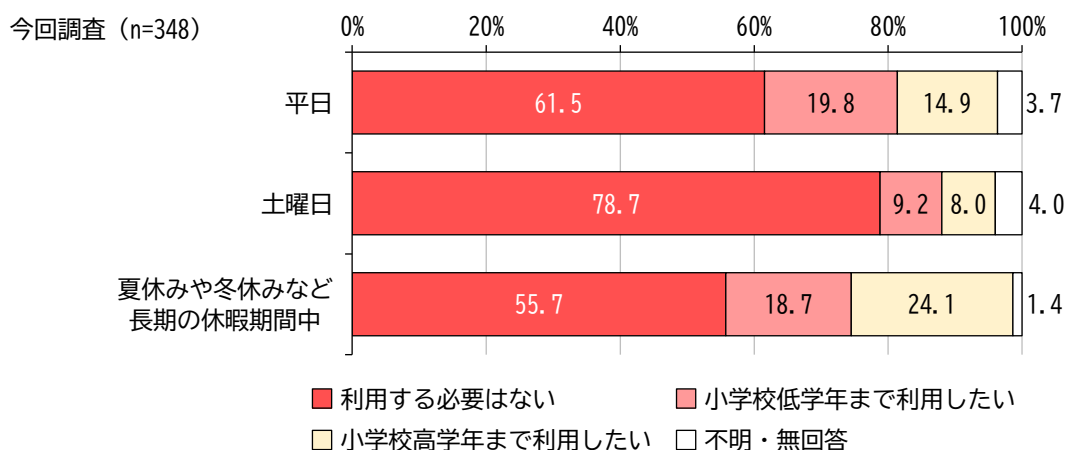
あて名のお子さんは現在、放課後児童クラブを利用していますか。（１つに○）

- ・「利用していない」が 72.4%と、「利用している」の 26.7%を上回っています。



あて名のお子さんについて、今後の放課後児童クラブの利用意向はありますか。現在利用中の方も教えてください。（それぞれ１つに○）

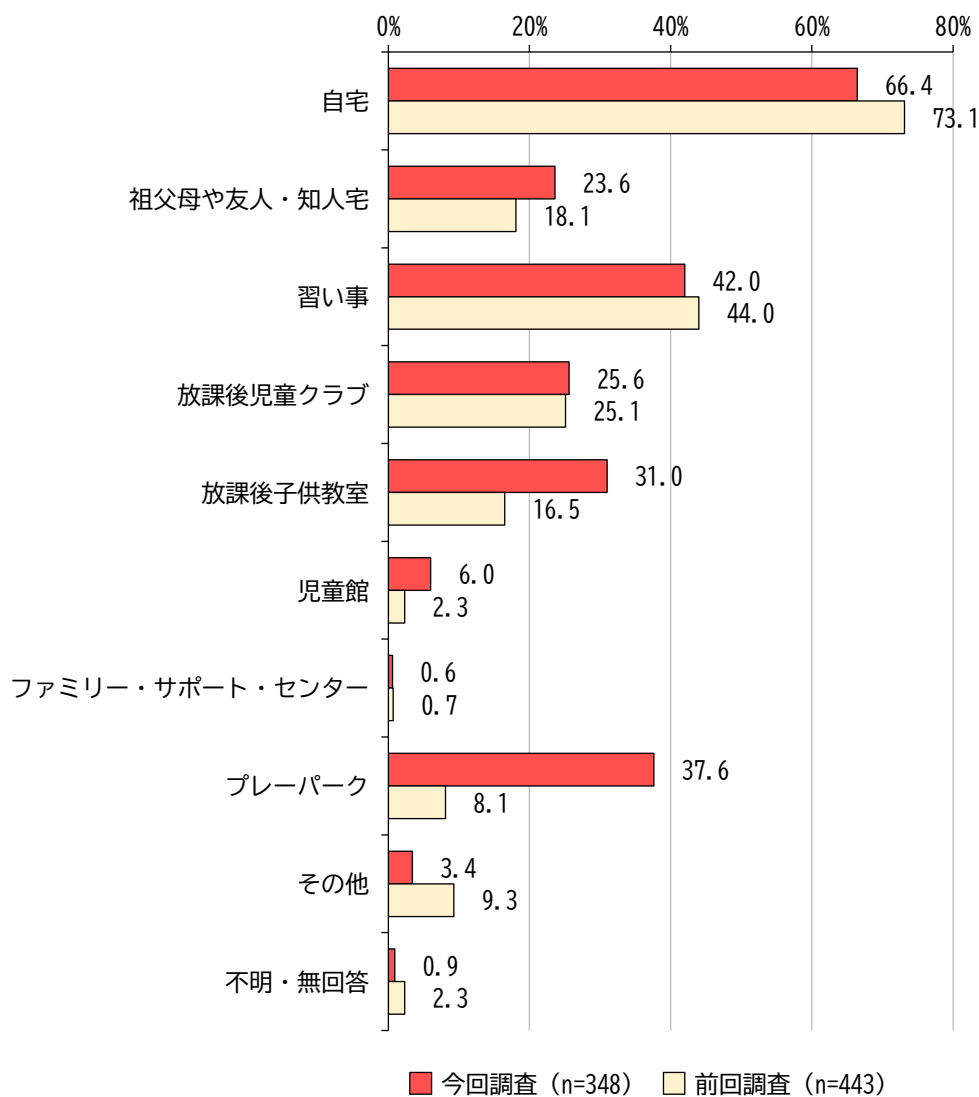
- ・平日については、「利用する必要はない」が 61.5%と最も多く、次いで「小学校低学年まで利用したい」が 19.8%となっています。
- ・土曜日については、「利用する必要はない」が 78.7%と最も多く、次いで「小学校低学年まで利用したい」が 9.2%となっています。
- ・夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中については、「利用する必要はない」が 55.7%と最も多く、次いで「小学校高学年まで利用したい」が 24.1%となっています。



イ. 子どもの居場所について

あて名のお子さんについて、今後、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

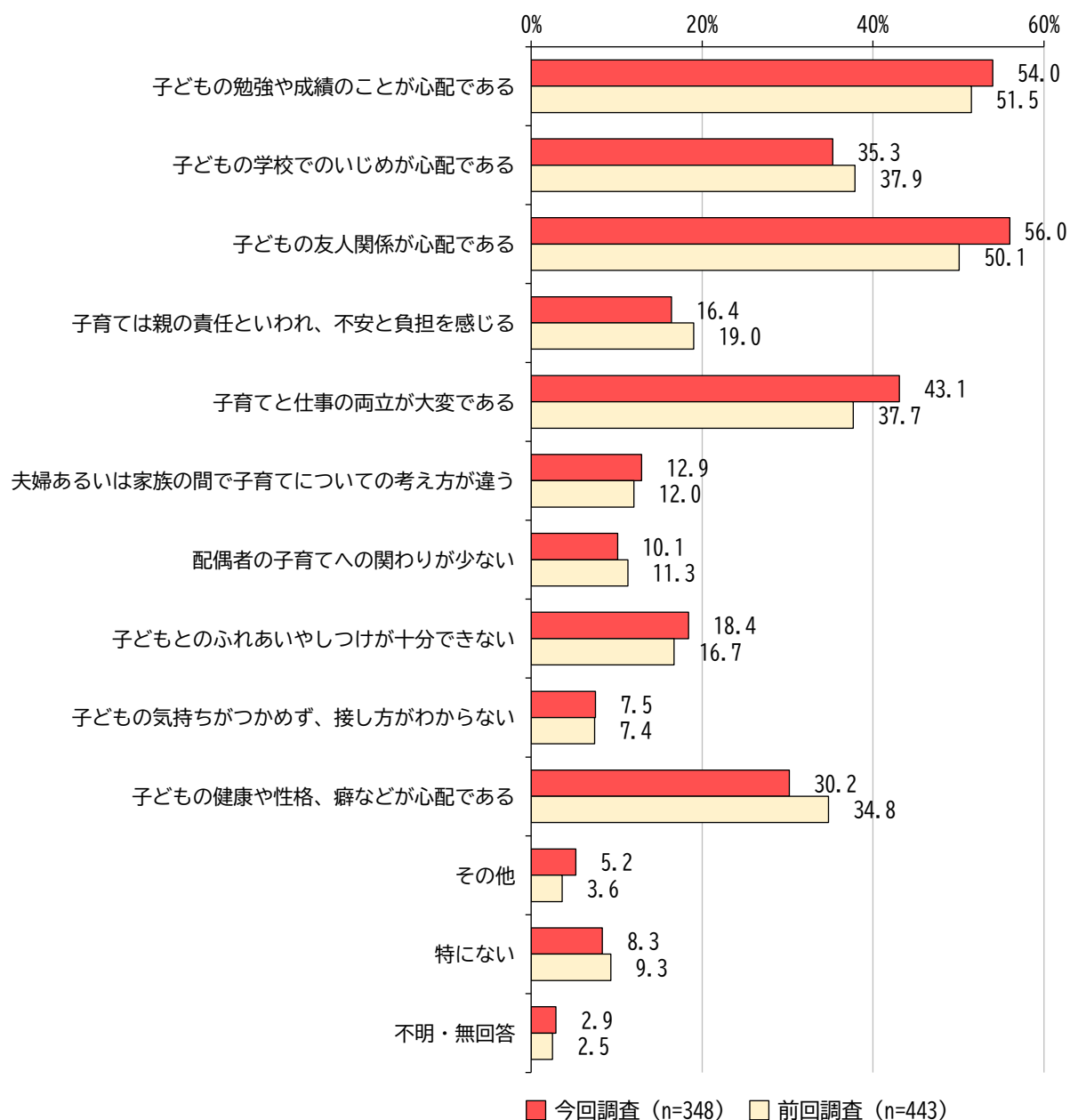
- ・「自宅」が 66.4%と最も多く、次いで「習い事」が 42.0%となっています。
- ・前回調査と比較すると、「プレーパーク」が 29.5 ポイント、「放課後子供教室」が 14.5 ポイント、それぞれ増加しています。



ウ. 子育て全般について

子育てをする上で、どのような悩みがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- ・「子どもの友人関係が心配である」が 56.0%と最も多く、次いで「子どもの勉強や成績のことが心配である」が 54.0%となっています。



③小中学生対象生活状況調査

ア. 体や心について

家族のことなどで、困っていることや心配なことはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- ・「とくにない」が 63.5%と最も多く、次いで「家の中が散らかっている」が 11.5%となっています。
- ・所得区分別にみると、所得区分が低いほど「とくにない」が少なくなっています。

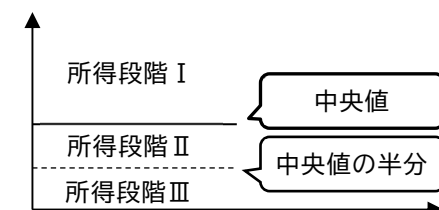
単位：％	家族の 団らんや 会話が少 ない	親が自 分の気持 ちをわか つてく れない	兄弟姉 妹との仲 が良く ない	病気の 人やお 年寄りの 世話が 大変	着る服 がない	家にお 金がない (少ない)	家の中 が散らか っている	親との 仲が良く ない
全体 (n=479)	4.0	9.6	8.8	1.0	1.5	9.2	11.5	1.7
所得区分Ⅰ (n=169)	3.6	8.3	8.3	1.2	0.6	5.3	9.5	1.8
所得区分Ⅱ (n=112)	2.7	12.5	10.7	0.9	1.8	12.5	10.7	2.7
所得区分Ⅲ (n=50)	4.0	10.0	12.0	2.0	6.0	18.0	18.0	0.0
困窮のおそれのある世帯 (n=59)	5.1	11.9	6.8	1.7	1.7	18.6	16.9	3.4

単位：％	親が厳 しい	親同 士の仲 が良く ない	家で落 ち着い て勉強 できな い	食べる ごはん がない と	家事や 兄弟姉 妹の面 倒が大 変	その他	とくに ない	不明・ 無回答
全体 (n=479)	8.1	2.9	3.8	0.6	3.5	0.8	63.5	3.5
所得区分Ⅰ (n=169)	7.1	4.1	3.0	1.2	2.4	0.0	69.2	4.1
所得区分Ⅱ (n=112)	8.9	3.6	3.6	0.9	6.3	0.0	59.8	3.6
所得区分Ⅲ (n=50)	10.0	2.0	4.0	0.0	4.0	4.0	48.0	2.0
困窮のおそれのある世帯 (n=59)	13.6	3.4	5.1	1.7	3.4	3.4	54.2	3.4

※所得段階別の集計について

生活実態調査においては、保護者調査 (P23 以降) において世帯人員数及び世帯年収をもとに等価可処分所得を算出し、所得段階による3区分でクロス集計をすることで、世帯の所得が及ぼす影響や状況に関する比較を行っています。

等価可処分所得



④小中学生保護者対象生活状況調査

ア. 暮らしの状況について

あなたの世帯では、過去１年の間に、以下の料金について、経済的な理由で払えなかったことがありましたか。（あてはまるものすべてに○）

- ・「あてはまるものはない」が 81.5%と最も多く、次いで「子どもの学校で必要なお金」が 6.6%となっています。
- ・所得区分別にみると、所得区分が低いほど「あてはまるものはない」が少なくなっています。また、所得区分Ⅲにおいて「電気料金」「ガス料金」「水道料金」「子どもの学校で必要なお金」が多くなっています。

単位：％	電気料金	ガス料金	水道料金	電話代	家賃	公的年金・健康保険などの保険料	所得税や住民税	子どもの学校で必要なお金	あてはまるものはない	不明・無回答
全体（n=637）	4.9	3.6	4.1	3.6	3.9	5.5	3.9	6.6	81.5	2.4
所得区分Ⅰ（n=264）	1.9	0.4	1.1	1.1	0.8	1.9	0.8	1.5	93.6	1.5
所得区分Ⅱ（n=185）	4.3	2.7	4.3	4.3	5.4	8.1	6.5	5.9	78.4	3.2
所得区分Ⅲ（n=75）	14.7	16.0	16.0	12.0	10.7	12.0	10.7	18.7	52.0	1.3
困窮のおそれのある世帯（n=114）	27.2	20.2	22.8	19.3	20.2	22.8	21.1	28.9	25.4	3.5

イ. 子育てに関する相談状況・必要な支援について

あなたは、子育てをする上で、今、不安に感じていることや悩んでいることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

- ・「子どもの進学、受験」が47.7%と最も多く、次いで「子どもの教育費」が41.4%となっています。
- ・所得区分別にみると、所得区分が低いほど「子どもの教育費」が多くなっています。また、所得区分Ⅲにおいて「子どもの将来の就職」が多くなっています。

単位：％	子どもに対するしつけ	生活習慣（あいさつ、規則正しい生活等）	子どもが勉強しない、または成績が悪い	子どもの進学、受験	子どもの将来の就職	子どもの友人関係	子どもの教育費	子どもの健康状態の発育や病気
全体（n=637）	25.6	25.7	30.0	47.7	37.8	28.6	41.4	15.2
所得区分Ⅰ（n=264）	22.7	25.0	26.1	45.8	35.6	24.2	34.8	13.3
所得区分Ⅱ（n=185）	22.7	24.3	35.7	46.5	38.4	27.6	44.3	17.3
所得区分Ⅲ（n=75）	24.0	25.3	33.3	56.0	52.0	28.0	56.0	18.7
困窮のおそれのある世帯（n=114）	32.5	35.1	40.4	50.9	47.4	38.6	64.9	24.6

単位：％	子どもの非行や問題行動	養育と子どもの関係が十分でない	家族が子育てにあまり協力していない	家族と子育てのことで意見が合わない	子どものことで、相談する相手がない	その他	特に悩みはない	不明・無回答
全体（n=637）	7.1	2.8	5.0	5.3	4.1	3.6	12.7	0.5
所得区分Ⅰ（n=264）	3.8	1.9	5.7	4.2	3.0	3.4	15.5	1.1
所得区分Ⅱ（n=185）	9.2	2.7	4.9	4.9	2.7	3.2	13.0	0.0
所得区分Ⅲ（n=75）	5.3	6.7	9.3	9.3	10.7	4.0	8.0	0.0
困窮のおそれのある世帯（n=114）	11.4	11.4	7.0	7.9	9.6	5.3	7.0	0.0

あなたは、子どもに関する施策等の情報をどのような方法で受け取っていますか。
(あてはまるものすべてに○)

- ・「インターネット（ホームページやブログ）」が46.9%と最も多く、次いで「友人・知人」が44.4%となっています。
- ・所得区分別にみると、所得区分が低いほど「市報」「インターネット（ホームページやブログ）」が少なくなっています。また、所得区分Ⅰにおいて「自分の親」、所得区分Ⅲにおいて「職場の人」が少なくなっています。

単位：％	自分の親	兄弟姉妹や親戚	友人・知人	職場の人	近所の人	学校の先生	学習塾や習い事の先生	市役所等の窓口
全体（n=637）	20.1	18.4	44.4	25.3	4.6	21.8	6.6	3.8
所得区分Ⅰ（n=264）	14.0	15.5	42.4	26.1	4.9	23.9	7.6	2.7
所得区分Ⅱ（n=185）	24.3	22.2	47.6	29.2	5.9	17.3	5.9	4.3
所得区分Ⅲ（n=75）	26.7	17.3	36.0	10.7	2.7	28.0	2.7	12.0
困窮のおそれのある世帯（n=114）	23.7	13.2	41.2	21.9	5.3	22.8	2.6	6.1

単位：％	（医療・福祉等の専門家 （民間の方））	市報	雑誌	インターネット （ホームページやブログ）	SNS（LINE、X（旧Twitter）など）	その他	不明・無回答
全体（n=637）	4.2	39.1	3.5	46.9	16.2	3.5	1.6
所得区分Ⅰ（n=264）	4.2	48.1	2.7	56.4	15.9	1.9	0.8
所得区分Ⅱ（n=185）	4.3	37.3	4.9	40.0	16.8	3.8	1.6
所得区分Ⅲ（n=75）	5.3	26.7	6.7	33.3	13.3	6.7	1.3
困窮のおそれのある世帯（n=114）	7.0	31.6	4.4	36.8	19.3	6.1	1.8

4 関係団体ヒアリング調査結果にみる本市の特徴

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、市内で活動する子育て支援団体や関係機関が感じている子育て支援の実態やご意見等を計画に反映することを目的として実施しました。

項 目	団体ヒアリング調査
調査対象者	市内保育所・認定こども園・届出保育施設・小学校長代表 スクールソーシャルワーカー・放課後児童クラブ 地域子育て支援拠点施設・ファミリーサポートセンター 民生委員児童委員・主任児童委員
調査方法	書面及びヒアリング
調査期間	令和6年8月6日（火）～8月30日（金）
回収状況	61件

(2) 調査結果（一部抜粋）

※掲載にあたり、一部内容を改変しています。

①地域における子育て支援に関する意見

居場所や活動を通じて子どもとその親の状況を把握する重要性	関係機関や支援団体での情報共有
子どもの居場所について	地域で子どもを育てる意識醸成と 普段からのつながりづくり

といった意見が挙げられました。

意見の一部
●教育、保育施設と療育施設、行政で、該当家庭や児童の情報共有ができずに包括的な支援につながらないケースが多く、情報共有がスムーズにできる体制が必要。 ●地域で子ども食堂や居場所を運営している人や団体、生活困窮者の相談支援を行っている事業所、介護や子育て支援を行う事業所など、多職種で意見交換できる場（ネットワークづくりの交流会）を開催している。 ●変わったことがあった時に急に声かけをしてもうまくいかないと思うので、保護者、子どもともに日常から気軽に声をかけている。特に子どもとは遊びながらいろいろな話を聞くようにしている。 ●みんなの居場所に来ているお子さんのちょっとしたつぶやきにも耳を傾けている。気になることがあれば、スタッフで共有し、その後の様子を見守っている。

- 民生委員、小学校学童職員との情報交換を行っている。
- 地域の行事・会議・イベントにはできるだけ参加し、活動や存在を知ってもらうことで、身近な相談相手としていつでも声をかけてもらえるよう活動している。
- 学校へ相談または解決が困難な場合、学校教育支援センターがアプローチを行うことで、スムーズな課題解決につなげており、教育・療育両側面で良い影響を与えていると感じる。
- 三世代同居の世帯も多く、地域の風習や伝統を伝えることでつながる風土がある。子どもには自分のことを知ってくれているという安心感がある。地域の子ども見守りボランティアは安心、安全の気持ちを子どもに与えている。
- 「このゆびとまれ」が新しく広い場所に移転したことにより、多くの方が利用し、乳幼児を育てている方は大変喜んでいると思う。また、施設跡も有効に活用されており、子どもたちの喜ぶ声が聞こえてきて大変良かったと思う。
- 保育園の空き状況や一時預かりの空き状況など、ホームページなどで公開できるとよい。
- 放課後及び長期休暇中の子どもの居場所に悩んでいる方もいる。子どもから高齢者まで、時間を気にせず話したり相談できて、ともに過ごせる居場所があるとよい。

②育ちや子どもとその親の健康に関する意見

発育・発達に応じた支援の難しさ	保護者の精神的な安定に向けた支援の必要性
といった意見が挙げられました。	
意見の一部	
●病児保育、病後児保育の預け先が市内にない。 ●子どもの発達や接し方について相談を受けることがある。 ●多動傾向が強い子どもや、衝動性が強い子ども、暴力的な関わりが多い子ども、言語理解が遅れている子ども、基本的な生活習慣が年齢相応に発達していない子どもなどが在籍しており、対応が難しい。 ●母親の子どもへの言葉かけの口調が荒く、子どもが萎縮しているように感じる場面を見ることがある。 ●精神的に不安定な保護者もあり、子育てに困難を感じている。子育てが極端に苦手な保護者もいる。 ●行政や団体が協働し、保護者を対象としたペアレントトレーニングなど、保護者への教育を充実していく必要がある。	

③教育環境や生活実態に関する意見

家庭事情に応じた支援の必要性	虐待やヤングケアラーなど 把握しづらい課題への対応
----------------	------------------------------

といった意見が挙げられました。

意見の一部
● 小学校統合に関すること。スクールバスの時間や乗り遅れた時の対応、待ち時間の見守りなど。また、統合後の学童の全日保育の開所時間など運営に関しても検討が必要。 ● 援助を行っている家庭に不登校状態と思われる児童がいる。 ● 小学校の登下校で集団から外れて一人で通学する児童が見受けられる。 ● 学校によっては、地域の郷土歴史を授業に取り入れていたり、積極的に交流するなど、子どもたちと一緒に見守り育てる意識のある先生がおり、協力し合えるので助かるし、子どもたちにとっても良い環境をつくることができていると思う。 ● 子どもが病気になってもなかなか休みづらい職場環境。 ● 学童保育の長期休暇中の開所が遅く、出勤時間に間に合わない方がいる。 ● ワンオペ。育児の相談をする人がいない。両親間、祖父母などと教育観が違う。育児が困難な子どもの育児。 ● 生活状況、家庭内の様子を知りたくても学校に来ないので、アプローチの機会が少ない子。 ● 家庭の事情が複雑な子が多く、一人ひとりの子どもの様子もさまざま。言葉かけに気をつけている。 ● 虐待傾向やネグレクトにあたるのではないかとと思われる保護者もいる。 ● 子どもの発達特性について受け入れられない家庭もある。子どもの困り感、トラブル増加が見られるが先に進まない。 ● ヤングケアラーに関する事例は、既存の福祉サービスだけでは解決が難しい。 ● 外国籍の生徒が増えている。母語が英語ではなかったり、コミュニケーションが苦手な親子の場合苦労する。学校での対応も難しく、サポートがあればよい。

④活動における課題や今後の方針に関する意見

担い手の確保・役割の多様化	幅広い連携構築と 協働の取り組みの推進
---------------	------------------------

といった意見が挙げられました。

意見の一部
●業務が増えたことにより、子どもへの対応よりもほかの事務や業務を優先してしまうこともある。 ●預かりを「このゆびとまれ」で希望されることが多いが、行事等で使用できないこともある。安定して使える場所が確保できるとよい。 ●対象年齢以上の子ども（園児、小学生）が、休日の居場所を求めやってくる。できるだけ受け入れたい気持ちがあるが、安全の確保などの問題点もあり難しい。 ●経験年数が異なるため、活動についての認識に違いが出て、共通認識に差が出ている。定期的に主任児童委員の活動の目的や上部団体からの配布物について共通認識を深める必要があると思う。活動がマンネリ化している。 ●課題や問題は色々あるが、たくさんの方に相談し、助けてもらいながら活動できている。すぐ解決につながるものではないので、時間をかけて継続することが大切だと思っている。 ●柳川療育センターなどと連携し、支援を必要とする子に対して保育士の関わり方を教えてほしい。気になる子への対応の実践例の講座があれば聞きたい。 ●小学校と連携し、年長児担任との就学に向けての早い段階での連絡会が実施できるとよい。 ●子どもたちのために取り組みを行っているボランティア団体と共に、夏休みをはじめとして、居場所ができればと思う。

5 第2期計画の取り組み状況

第2期計画での取り組み状況は以下のとおりです。

目標1 地域における子育ての支援

- 令和4年4月に物産公園内に新たな子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」を開設するとともに、施設で実施する講座等の内容の充実に取り組んでいます。
- ファミリー・サポート・センター事業を通じて、助け合いを通じた地域における子育て支援を推進しています。
- 市内の15保育所及び2認定こども園で一時預かり事業を、16保育所及び2認定こども園において19時までの延長保育を実施しています。
- 市内の16保育所及び5認定こども園で通常保育を実施しており、年度を通しての待機児童は発生していない状況となっています。
- 子育て支援課窓口に子育て支援コンシェルジュを、地域子育て支援拠点施設内に子育て支援コーディネーターを配置し、子育てに関する相談支援を行っています。
- 子育て支援関係の情報については、令和5年度に「子育てハンドブック」の改訂を行いました。また、保護者目線のガイドリーフレットを作成し、母子健康手帳交付時の配布や施設での配置を行っています。
- 放課後児童クラブ(学童保育所)を19校全校で実施しています。

目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 母子健康手帳や父子手帳の交付、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査などを実施し、母子の健康増進に努めています。
- 各学校、保育所・幼稚園等において食育の推進や乳幼児健診時の個別栄養相談、食生活改善推進員による普及活動などを通じて、健康的な食習慣づくりを推進しています。
- 令和2年度より久留米広域小児救急医療支援事業を利用することで、小児救急医療体制を確保しています。
- 全中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談機能を高めるための調査研究を行うとともに、不登校やいじめ等の生活指導上の諸問題に対応しています。また、成長段階に応じた性及び命の大切さに関する教育を実施しているほか、学校ごとにSNSや薬物等に関する講習会を開催しています。

目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 主に小学生を対象とした心の教育事業等を実施しています。
- 児童・生徒1人に1台端末を配布し、各教室において電子黒板を活用するなど、情報教育を推進しています。
- 適応指導教室「ありあけ」において、学校へのアウトリーチによる不登校の未然防止や、各学校において不登校傾向になった子どもの復帰支援を行っています。
- 子育て中の親が子育てに対する理解を深めることができるよう、柳川市青少年育成市民会議とPTA、柳川市子ども会共催で家庭教育講演会を実施しています。
- 市内の幼稚園・保育園に通う年長児を対象とした観劇会や市内全小学校に芸術鑑賞を届ける文化芸術振興事業を実施しています。
- 令和6年度より、通年の子ども向け体験プログラム「やながわトライアルキャンパス」を実施しています。また、次世代育成事業としてドローン講習やSDGsカードゲームなどの各種講座を開催しています。
- 社会教育施設として、「柳川むつごろうランド」を整備し、関係団体による体験メニューを展開しています。
- 青少年の健全育成に関する市民意識の向上に向けては、柳川市青少年育成市民会議による各種講演会や小中学生の意見発表会の開催、青少年非行防止の夜間巡回等を実施しています。
- 令和5年度より、市内で子ども食堂等を運営している団体に助成金を支給し、地域の居場所づくり活動を支援しています。

目標4 子育てを支援する生活環境の整備

- 「バリアフリー新法」及び「福岡県福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共施設のバリアフリー化や計画道路における歩道設置を行っています。また、既存道路については、「通学路安全プログラム」を活用し、緊急性の高い箇所の整備を行っています。
- 子どもの遊び場については、市内公園の遊具・施設の点検を行い、危険度の高いものから優先的に補修改修を行っています。

目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進等

- 各種審議会、委員会等に関わる行政職員を対象に研修会等を実施し、男女共同参画の意識啓発を行っています。
- 女性の就業支援については、県と連携し、年1回労働相談会と月1回女性を対象とした個別就業相談会を開催しています。
- パンフレット等の配置や市広報誌・市ホームページへの掲載を通じ、労働関係法規について周知を行っています。

目標 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- 令和2年度より子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を実施しています。
- 双子以上の多胎児を養育している家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児の負担を軽減できるよう支援しています。
- 令和6年10月より未就学までの通院・入院と小中学生の入院に係る自己負担額を無料化し、小中学生の通院に係る自己負担額を1医療機関ごと月500円までと、支援の拡充を図りました。
- 婚活イベントを開催するなど、未婚の男女に交流の場、出会いの機会を提供しています。

目標 7 子ども等の安全の確保

- 柳川警察署、交通安全協会と協力し、柳川警察署、交通安全協会、消防団、市職員などによる交通安全教室やパトロール、商業施設での街頭啓発、小中学校付近や通学路での交通安全指導を実施しています。
- 各地域における子どもの緊急避難所となる「子ども110番の家」の協力を働き掛けるとともに、不審者については、地域・警察等と連携して情報共有し、連絡を行っています。

目標 8 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、電話や訪問により養育に関する指導、助言等を行っています。
- 児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待等の発生予防、早期発見、迅速・的確な対応に努めています。
- 配慮の必要な児童への加配職員の配置に対し、補助金を給付しています。
- 障がいのある人等の相談については、必要な情報提供などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行っています。
- 就職につながる職業能力開発のための講座受講料の助成や、職業訓練期間中の生活費の負担軽減のための給付金の支給等により、ひとり親の就労を支援しています。

6 第3期計画に向けての課題

(1) 子どもの権利を守り、子どもの視点を尊重した施策展開

- 国が示すこども大綱においては、子ども・若者の権利を保障し、自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押ししていくこととしています。本市における子ども・子育て施策においても、子どもや大人が権利について知り、子ども自身が意思表示をしたり、声をあげることができる環境づくりを通じて、子どもの今とこれからの最善の利益を図っていく必要があります。

(2) 教育・保育サービス事業の充実

- 女性の就業率の上昇、土曜日の休日保育や病児保育の要望が高まるなど、保護者のニーズの多様化が進んでおり、教育・保育サービスのニーズの把握とそれに沿った提供体制の見直し等を適切に実施していく必要があります。
- ニーズに沿った教育・保育サービスを提供するために、保育士等人材の確保、教育・保育の質の向上、施設・設備を充実させていく必要があります。
- パソコン等の端末が身近になり、インターネットからの情報取得が増えていることから、今後も継続して情報活用能力や情報モラルの育成に努める必要があります。
- 「柳川むつごろうランド」について、情報発信の強化や周辺施設との連携により、社会学習の場としての活用を広げていく必要があります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 子育て関連の情報発信について、従来の市広報誌やパンフレット、市ホームページ等のほか、SNSの活用等、保護者が必要なときに必要な情報を入手できる多様な情報の発信手段を検討するなど、情報提供体制を整備していく必要があります。
- 子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」の利用者数、相談件数が増加している一方で、子育て支援センターでは利用者が減少傾向にあります。各拠点間の情報交換・連携を密にし、それぞれの特色を活かした事業展開を図る必要があります。
- ファミリー・サポート・センター事業については、まかせて会員の不足と依頼内容の多様化が進んでいます。会員養成講座や会員交流会の内容を工夫するなど、会員拡大に向けて取り組む必要があります。
- 子育て支援課窓口や、地域子育て支援拠点施設における相談内容が多様化しており、関係機関と連携し、相談支援体制の強化を図る必要があります。
- 放課後児童クラブ(学童保育所)は、共働き家庭が増えたことなどによる待機児童の増加、支援員の不足、保護者ニーズの多様化等が課題となっているほか、学校統合に伴い、今後の運営組織について検討していく必要があります。

（４）健全育成と子どもとその保護者の健康に関わる支援の充実

- いわゆる「小１の壁」への対応として、幼稚園や保育所と小学校の連携・情報共有を継続的に図る必要があるほか、いじめ、不登校等の問題への対応のため、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化・充実を進めていく必要があります。
- 家庭や学校以外の子どもの居場所や、子どもが主体となって自ら遊んだり交流したりできる場が求められており、地域における多様な居場所づくりについて、検討していく必要があります。
- 各種健診においては、未受診者に対する対応が課題となっています。今後も妊娠期から個々の状態に応じた情報提供を行うとともに、医療機関と連携して母子の健康状態を把握し、継続して支援を行う必要があります。

（５）職業生活と家庭生活の両立の実現に向けた環境の整備

- 育児休暇の取得は母親・父親ともに増加しているものの、引き続き育児休暇（特に父親）の取得を促進できるよう働きかけていく必要があります。
- 子育てと仕事の両立が、子育てをする上での悩みとして多く挙げられていることから、子どもが病気やけがの時等に保護者が休暇を取ることができる等、働きながら子育てができる職場環境づくりについて、企業側の理解と取り組みを促進する必要があります。

（６）配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

- 各種子育て相談や育児指導により、育児不安の軽減を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努める取り組みを今後も継続して実施する必要があります。
- 困難を抱える家庭では一時的な資金の貸し付けや子どもの学習・進学に係る費用に関する支援が求められています。また、相対的貧困にある家庭の子どもに対し、経済的支援だけでなく、文化的経験や地域との交流など、総合的な支援をしていく必要があります。
- 本来大人が担うべきとされる家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについて、子どもとその親に対する啓発や、ヤングケアラーに関する課題を把握した場合の対応に向けて、柔軟な支援体制を構築する必要があります。

(7) 安全で安心な環境の整備

- 子どもたちを交通事故や犯罪被害から守るため、地域で協力しあいながら、安心して子育てができる環境づくりを進める必要があります。
- 保護者からは、天候に関わらず遊ぶことのできる場所が求められており、子どもの居場所づくりと併せた遊び場の確保や既存の公園の適切な管理、設備の充実を図る必要があります。
- 市内公園の遊具・施設の老朽化が進んでいるため、今後も定期的な巡視及び点検を行い、維持管理を行いながら、遊具・施設等の計画的な改修を行う必要があります。

第3章 子ども・子育て支援の基本的考え方

1 基本理念

国の基本方針等に基づき、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本的考えとして、「子どもの視点に立った取り組みとすること」「親子がともにいきいきと暮らし、子どもの可能性と夢を引き出せるよう、子どもと家庭を支援すること」「子どもとその保護者の育ちを、家族、地域、行政、企業など社会全体で応援し、支えあっていくこと」の3つの視点に立ち基本理念を設定します。

基本理念

柳川でよかった！

ともにはぐくみ、支える、子育てのまち



すべての子どもが心身ともに安全で健やかに成長し、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じながら住み続けることができるまちづくりは、私たちの願いです。

人間としての基礎が育まれる子ども時代は、家族の関わり、地域の支え、取り巻く環境が大きく影響します。また、将来を担う子どもを健やかに育てることは、将来の社会全体を育てることにつながります。

そのためには、子育て家庭を支えることはもちろん、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を作り上げることが必要であり、行政をはじめ、地域社会の一員であるすべての市民、事業者が子育てにかかわりを持つことで、子どもの権利を守り、成長を地域全体で後押ししていく「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んでいくことが大切です。

この計画は、一人ひとりの子どもが、笑顔でいきいきと健やかに成長できるように地域や社会全体で子どもの成長に寄り添い、支えることで、安心して子育てができるまちを目指します。

2 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

社会状況の変化に伴って、多くの家庭で経済的負担の増大や、子どもと関わる時間等の減少が進むなか、母親だけが大きな負担を負うことなく、両親が協力して子育てに取り組むことが大切であり、家庭が子育てに責任を持って取り組めるような支援が必要です。また、「子育て」は「親育ち」であるという意識を持ち、子どもの成長とともに保護者も親として育つ意識を持つことも重要です。

どの家庭においても、「自分だけで何とかしなければ」という過度な責任感から、子育てに関する悩みや疲れが重積すると、子どもの成長に悪影響を及ぼすコミュニケーションの不足や暴力、ネグレクト、親の心身への不調へとつながる可能性があります。時には相談し、時には支えてもらうなど、地域や関係機関、行政とつながりを持つことも大切です。

このことを踏まえ、子どもの発達段階に応じて、地域や関係機関、行政などの協力のもと、子どもとその親がともに育ち、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して温かい家庭を築いていくことが大切です。

(2) 地域の役割

子どもにとって、生活する場である地域は健全で充実した日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは住んでいる地域とのかかわりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため地域は、家庭環境や心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが地域住民との交流を通じて、健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

（３）事業者の役割

子どもを育てる上で、仕事と生活、そして子育てを両立させることは非常に重要である一方で、子育て当事者だけでは実現が難しい課題でもあります。

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間、さらには「親時間」のバランスがとれるよう、多様で柔軟な働き方の選択を可能にしていくとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを保護者本人とその周囲も含めて解消し、働きやすく、子育てがしやすい職場環境をつくるのが大切です。

（４）行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めるとともに、民間等とも連携を強化することで、民間と行政が一体となった効果的な施策の推進に向けて取り組みます。

また、市民の相談窓口として子どもや子育て世帯のさまざまな課題を受け止め、関係機関とのネットワークを活かして適切な支援へとつなぐとともに、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図ります。

3 施策の体系

基本理念を実現するため、取り組みを3つの基本目標に分類し展開します。

基本理念	基本目標		施策の方向性
柳川でよかった！ ともにはぐくみ、支える、子育てのまち	1	安心して 子どもを生み育てる ことができる 支援の充実	① 切れ目のない子育て支援とサービスの充実
			② 保育体制の充実
			③ 子どもや母親の健康の確保と小児医療の充実
	2	子どもが 健やかに育つ 環境づくり	① 多様な居場所の創出
			② 生きる力を育む学校の教育環境等の整備
			③ 思春期の保健対策の充実
			④ 家庭や地域の教育力の向上
	3	子どもとその親が いきいきと暮らせる 地域づくり	① 子どもの権利の尊重
			② 相談体制・情報提供の充実
			③ 経済的な負担の軽減
			④ さまざまな子どもや家庭の状況に応じた支援
			⑤ 良好・安全な生活環境の整備
			⑥ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
			⑦ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
			⑧ 働くことや結婚の希望を叶える支援
			⑨ 児童虐待防止対策の充実

- 本計画においては、「こどもの貧困対策推進計画」を包含して取り組みを定めています。子どもの貧困の解消に向けては、国の重点施策において「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」が定められています。
- 次ページ以降の実施計画においては、関連事業のうち、特に子どもの貧困の解消と関連がある事業について★を表記し、子どもの貧困の解消に向けて取り組みを進めていくこととします。

第4章 実施計画

基本目標1 安心して子どもを生み育てることができる支援の充実



子育て世帯が抱える悩みや課題が複雑化・多様化するなかで、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことができる体制の整備を進めます。

また、保育体制の維持・充実や母子保健の推進に努め、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

① 切れ目のない子育て支援とサービスの充実

施策の方向性

- 妊娠、出産、子育て期にわたるさまざまなニーズに対応し、子育てに係る相談や必要な情報の提供をワンストップで行う「こども家庭センター」を設置し、関係機関と連携しながら必要な支援につなげます。
- 支援を行うにあたっては、子どもの成長段階に合わせた即時的な取り組みや支援を行うだけでなく、子どもや家庭それぞれの状況を鑑み、10年後、20年後の生活や将来を見据えた支援を展開します。
- 妊産婦等の孤立感や育児不安の軽減のため、相談支援、母親同士の交流促進等、産前・産後サポート事業を実施します。
- ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業など、地域と連携した子育て支援サービスの利用促進を図るとともに、担い手の確保に取り組みます。また、子育て世代のニーズに合った新たな支援の検討を行います。
- こども家庭センターや地域子育て支援拠点施設を子育て支援の拠点と位置づけ、専門の職員による相談や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に努めます。併せて、子育て中の親子が気軽に交流できる場や多世代交流の機会を設け、地域全体で子どもを育てる環境を整備します。
- 民生委員・児童委員の活動支援や情報共有を通じて、子育て家庭の状況を把握・共有し、個々の家庭に対する必要な支援につなげます。

関連事業

1	こども家庭センター★	担当課	子育て支援課
関係機関との連携のもと、子育てに関する困りごとや相談に対し、適切な支援へつなげます。また、子どもとその親の身近な相談・支援の場となるよう、こども家庭センターの周知を図ります。			
2	地域子育て支援拠点事業	担当課	子育て支援課
地域で子育てをしている保護者等が気軽に集まる場を設け、情報交換、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナーなどを行い、育児への総合支援を行います。市が直営で実施している「このゆびとまれ」のほか、市内3か所の保育園で実施しており、特色を活かした事業展開ができるよう、拠点間での連携と情報共有を行います。			
3	関係課との連携【新規】	担当課	子育て支援課
子どもの成長や子育て支援に関してはさまざまな庁内関係課、関係機関との連携が必要不可欠であることから、庁内関係課とのネットワークを構築するとともに、必要に応じて連携した事業や支援を展開します。			
4	保育所・認定こども園における地域との交流事業	担当課	子育て支援課
各保育所・認定こども園や地域の特色を活かし、体験保育事業、園庭・園舎の開放、子育て相談等の事業を実施します。			
5	子育てサークルへの支援	担当課	子育て支援課 生涯学習課
「このゆびとまれ」をはじめとする各支援拠点において、新たな子育てサークルの立ち上げを支援するとともに、サークル運営者同士の情報交換会の開催を支援します。			
6	ファミリー・サポート・センター事業★	担当課	子育て支援課
子育てを援助してほしい人「おねがい会員」と援助ができる人「まかせて会員」との連絡及び調整を行い、まかせて会員による預かり等必要な支援を行います。また、会員養成講座や会員交流会を通じて、まかせて会員の会員数拡大に取り組みます。			

7	一時預かり事業★	担当課	子育て支援課
保護者の傷病等により一時的に児童の保育が困難な場合、市内の保育所等において、一時的な保育を行います。			
8	ブックスタート	担当課	図書館
乳幼児に対する情操教育を目的として、子どもとその保護者を対象に、絵本の配布などを行い、読書への興味を高めます。			
9	あかちゃんタイム	担当課	図書館
図書館において、子育て中の保護者が気がねなく図書館を利用できる時間帯・環境を設けるとともに、赤ちゃんおはなし会を行います。			
10	関係団体との連携	担当課	子育て支援課 生涯学習課
学校や地元ボランティアグループと連携し、読み聞かせやおはなし会などを開催します。また、学校や地域との連携のもとスタッフの確保と、実施学校の拡充に向けて取り組みます。			
11	子どもを守る地域ネットワーク事業 (民生委員・児童委員)	担当課	子育て支援課
担当地区内での赤ちゃん訪問をはじめ、個別援助、児童健全育成、子育て支援などを行います。			
12	子育て支援団体やボランティアとの連携・支援【新規】	担当課	子育て支援課 生涯学習課
市内で活動する子育てや子どもへの支援に関する団体やボランティアに対し、活動に関する情報提供を行うとともに、団体同士の連携強化や情報共有を行うことで、活動や支援の幅を広げます。			

② 保育体制の充実

施策の方向性

- 通常保育については、ニーズ量の見込みに対して適切な確保に努めるとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、市単独では難しい事業については広域での実施に向けて連携を行うなど、内容の充実に努めます。

関連事業

1	通常保育事業	担当課	子育て支援課
保護者が日中就労等のために保育できない児童を、認可保育所で保育します。			
2	時間外保育事業（延長保育）	担当課	子育て支援課
保護者の就労条件や突発的な要因により、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便の向上を図ります。			
3	病児・病後児保育事業★	担当課	子育て支援課
病時または病気回復期にある児童を保育所・医療機関等において保育します。			
4	一時預かり事業（幼稚園型）★	担当課	子育て支援課
認定こども園等において通常の保育時間に加え、時間を延長して保育を行います。			
5	子育て短期支援事業★ （ショートステイ・トワイライトステイ）	担当課	子育て支援課
家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、一定期間その児童を児童福祉施設で養育することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。			

③ 子どもや母親の健康の確保と小児医療の充実

施策の方向性

- 国の推進する「健やか親子 21」に基づき、安心して子どもを産み、健やかに育てるための基盤となる母子保健の水準向上を図ります。
- 母子健康手帳の交付や妊婦健康診査を通して、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親の妊娠期、育児期の悩みに対する相談・指導を行うとともに、妊娠期の健康づくりや出産に関して、男女が共に学べる機会の充実を図るため、マタニティセミナー等を開催し、親としての自覚の形成と子育て期における仲間づくりの支援を行います。
- 産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業を通じて、母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、育児不安の軽減、産後うつ予防、適切な情報提供や相談支援の一層の充実に努めます。
- 発達段階に合わせた健康診査及び予防接種を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育や食育の推進、子どもの事故予防、幼児期のメディア接触の影響についての啓発等を行います。
- 子どもの急病時に適切な対応をするため、在宅当番医制や病院群輪番制を継続して実施し、小児医療体制の整備に努めます。また、休日・夜間の小児科専門の診療体制については、広域での連携による対応に努めます。

関連事業

1	母子健康手帳交付	担当課	子育て支援課
妊娠、出産、子どもの成長記録として、すべての親子に母子健康手帳を交付します。手帳交付時に、子育て支援センターや赤ちゃんサロンについて周知を行うことで、妊娠から育児までの保護者の居場所やつながりづくりを促進します。また、妊娠期から個々の状況に応じた情報提供や医療機関や他市町村との連携の強化、妊娠期から出産後までの継続的な支援を推進します。			
2	父子手帳交付	担当課	子育て支援課
第一子出産時に、子育ての心がまえを記した父子手帳の交付を行うなど、夫婦や保護者が協力して子どもを育てる意識の醸成に努めます。			

3	妊婦健康診査事業★	担当課	子育て支援課
妊娠経過を確認し、診査結果について専門的なアドバイスを受けられるよう、妊婦健診補助を実施することに加え、健診内容の充実を図り、医療機関と連携して支援を行います。			
4	マタニティセミナー	担当課	子育て支援課
集団形式によるマタニティセミナーを開催し、妊婦が不安や身体状況のトラブルなく出産に臨めるよう支援します。また、妊娠8か月アンケート等の機会を活用し、適切な情報提供を行います。			
5	乳児家庭全戸訪問事業★	担当課	子育て支援課
すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐためにさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供します。また、特に支援が必要な場合は、医療機関とも連携しながら、継続的な支援を行います。			
6	発達段階に合わせた健康診査の実施	担当課	子育て支援課
医療機関との連携のもと、育児不安の解消、親同士の交流、う歯予防、望ましい食生活の実践を目的として発達段階に合わせた健康診査を実施し、母子の健康状態を把握します。未受診者に対しては、適切な受診勧奨を実施します。			
7	予防接種事業（乳幼児）	担当課	健康づくり課
医療機関との連携のもと、予防接種を実施し、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防を図ります。			

8	乳幼児発達事後指導相談★	担当課	子育て支援課
専門職による親子教室や、個別発達相談を通じて、心身の発達が正常範囲にない、または将来的に精神や運動発達面で障がいが生じる恐れのある子どもを早期に把握し、適切な指導・支援を行うことで、健全な発達を促進します。			
9	健康まつり	担当課	健康づくり課
市民の健康意識を向上させ、普及を図るため、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できる企画を実施するとともに、保健事業の内容を周知します。			
10	事故予防の推進	担当課	子育て支援課
誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故予防に向けて啓発や情報提供等を行います。また、健診時に、安全チェックリストのアンケートを実施するとともに、子どもの事故に関するチラシを配布して、事故の防止に関する啓発に努めます。			
11	産前・産後サポート事業★	担当課	子育て支援課
出産や育児に関する不安を軽減するため、産科医、小児科医、助産師等の専門家が相談に応じるサポート事業を実施します。			
12	産後ケア事業★	担当課	子育て支援課
産後1年未満の母子を対象に、助産師等の専門家が産後の心身のケアや育児相談を行います。			
13	食生活改善の促進★	担当課	子育て支援課 健康づくり課
朝食の大切さやおやつの意義についての資料配布、個別栄養相談、地域での親子料理教室の実施等を通じて、健康的な食習慣づくりを推進します。			

14	食に関する学習★	担当課	子育て支援課 学校教育課 農政課
離乳食教室や幼児食教室、保育園や学校での食育教育のほか、地産地消や旬の食材・安全な食材を使用した学校給食の提供、食生活の改善など、食に関する事業を実施します。			

15	小児医療体制の整備	担当課	健康づくり課
子どもとその親が、適切な医療を受けることができるよう、医師会や関係機関との連携のもと、在宅当番医制や病院群輪番制を実施し、小児医療体制を確保します。また、休日・夜間の小児科専門の診療体制については、久留米広域小児救急センターと連携した対応を行うとともに、相談体制については、福岡県が実施する小児救急電話相談#8000 番の周知に努めます。			

基本目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり



子どもが主体的に学びながら、家庭や地域、学校でのさまざまな遊びや体験を通じて育っていくことができるよう、教育・保育環境の整備を進めます。また、子どもとその親が地域の中で孤立することのないよう、地域や身近な人、団体、関係機関、行政が多様なアプローチを通じて子どもとその親とつながりをもち、地域全体で子育てを支える体制をつくります。

1 多様な居場所の創出

施策の方向性

- 子どもが学校や家以外の場所で、安心できる環境の中で、主体的に活動したり過ごしたりすることができるよう、放課後や週末の居場所づくりを推進します。
- 放課後児童クラブについては、希望者の受け入れに必要な体制の整備や支援員の確保と適切な支援ができるようレベルアップに努めます。
- 夏休みなど学校の長期休暇期間の受け入れなど、児童と保護者のニーズに合わせた放課後児童クラブの運営に努めます。
- 子どもの居場所対策として、放課後子供教室との一体型の推進や地域の公民館等との連携・活用についても検討します。
- 地域の居場所づくりに取り組む団体に対し、開催情報の発信や活動に関する広報など、支援を行うことで、子どもとその親が気軽に訪れ、子育て世帯同士や地域住民と交流することができる場づくりを推進します。

関連事業

1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）★	担当課	子育て支援課
保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後及び長期休暇中の預かりを実施します。また、支援員の確保や運営の適正化、学童運営組織の統合に向けて、地域と連携のもと取り組みを進めます。			
2	安全・安心な居場所づくりの推進★	担当課	子育て支援課 生涯学習課
学校や地域との連携のもと、放課後子供教室を推進するとともに、スタッフの確保と実施箇所の拡大に取り組みます。また、放課後児童クラブや子ども食堂への支援に加え、夏休み等の長期休暇期間における子どもの居場所の確保に向けて検討を行います。			

3	放課後児童対策★	担当課	子育て支援課 生涯学習課
すべての就学児が放課後を安全かつ安心して過ごし、多様な体験や活動を行えるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な整備等について、地域や関係機関とともに検討を行います。			
4	多様な居場所の創出に向けた検討★	担当課	子育て支援課 生涯学習課
プレーパークなど、地域の中で子どもたちが安心して過ごせる場所を創出するため、子どものニーズを踏まえ、関係機関・団体との連携の強化や既存の資源の活用、先進事例の調査・検討を進めます。			
5	子ども食堂等への支援【新規】★	担当課	子育て支援課
地域において子ども食堂等の居場所づくりに取り組む団体に対して、補助金の支給などを行うとともに、子育て世帯や地域住民が気軽に訪れ、交流できるよう、開催に関する情報発信などの支援を行います。			

② 生きる力を育む学校の教育環境等の整備

施策の方向性

- 子ども一人ひとりに応じた指導を充実することで、「生きる力」を育むことができるよう、家庭、学校、地域との連携を強化し、自ら学ぶ環境づくりを進めます。
- 学校教育においては、基礎学力の定着のほか、情報処理能力や情報モラルの育成、外国語教育の充実、心の教育、国際理解教育等現代社会の課題に対応した教育を積極的に取り入れます。
- 心理的、情緒的理由により、登校できない状態にある児童・生徒に対しては、適応指導教室において、本人の状況に応じた社会的自立や学校復帰のためのプログラムの実施、児童・生徒の指導、学校との連携による支援を行います。
- いじめ・不登校・非行等の問題への対応のため、気軽に相談できる体制づくりとともに、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを進め、要保護児童対策地域協議会を開催するなど、児童・生徒の心の問題にも対応します。
- スポーツ少年団体や総合型地域スポーツクラブへの支援、スポーツ大会・関連行事の開催を通じて、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣の定着と、スポーツ活動への意欲及び能力を育成します。
- 認定こども園・保育所・小学校の連携を強化し、就学前の教育に関する情報交換を密にし、一貫した教育の充実に努めます。

関連事業

1	ICT 教育推進事業★	担当課	学校教育課
タブレット端末を活用し、情報処理能力向上や情報モラルの育成に努めます。			
2	小学校への外国語指導助手の派遣	担当課	学校教育課
小学5,6年生の外国語70時間、3,4年生の外国語活動35時間、1,2年生においては10時間の各授業においてALT(外国語指導助手)を派遣します。			
3	外国語指導助手の配置(中学校)	担当課	学校教育課
中学校にALT(外国語指導助手)を派遣・配置します。			

4	研究指定校事業	担当課	学校教育課
小・中学校教育に共通する教育問題について実践的研究を行う学校を募集し、本市の教育の充実・改善を図ります。			
5	児童生徒支援教室★	担当課	学校教育課
心理的要因等により長期間学校に登校できない状態、または、不登校傾向の状態にある児童・生徒を対象に、児童生徒支援教室「わかば」において、さまざまな体験活動や学校支援等、学校への登校や社会的自立に向けた支援を行っていきます。			
6	関係機関とのネットワークづくり	担当課	子育て支援課 学校教育課
学校、民生委員、児童相談所などの各関係機関が、相互に情報交換し、問題を抱える子どもたちの現状把握や相談対応において、連携できるネットワークづくりを検討します。			
7	柳川市人権・同和教育研究協議会	担当課	人権・同和教育推進室
研修会や学習会の開催を通じて、学校教育における人権・同和教育を推進します。			
8	就学時健康診断	担当課	学校教育課
市内のすべての小学校において、新年度入学予定者を対象に、就学時健康診断を実施します。			
9	スポーツ大会・関連行事の開催	担当課	生涯学習課
各種スポーツ競技の大会などの充実を図ります。			
10	スポーツ少年団体への支援	担当課	生涯学習課
競技会の開催や少年スポーツクラブ助成金交付を通じて、少年スポーツ団体の支援・育成に努めます。			

11	総合型地域スポーツクラブ	担当課	生涯学習課
体育協会及び小学校と連携し、総合型の地域スポーツクラブの支援・育成を図ること で、地域住民が継続的にスポーツ・文化・レクリエーション活動に取り組める場を提 供します。			
12	認定こども園・保育所・小学校教育の連携★	担当課	子育て支援課 学校教育課
認定こども園・保育所と小学校の職員が一堂に会し、小学校への円滑な移行や卒園ま での達成目標等について協議、研修を行う場として、幼・保・小連絡協議会を開催し ます。			
13	幼児教育についての情報発信事業	担当課	子育て支援課
市民に対し、幼児教育並びに保育所・幼稚園・認定こども園に関する情報を、市ホー ムページなどを活用して提供します。			
14	幼児教育の充実★	担当課	子育て支援課
幼児教育の充実を図るため、保育及び教育環境の整備を計画的に進めます。			
15	学校施設の整備	担当課	学校教育課
子どもが安全で快適な学校環境で学び、生活ができるよう、学校施設の適切な改修等 を行います。			
16	読書感想画募集	担当課	図書館
自己の創造性や感受性豊かな心を育み、図書館や読書に対する興味・関心を深めるこ とを目的に、市内の小学生を対象として読書感想画を募集します。			

③ 思春期の保健対策の充実

施策の方向性

- スクールカウンセラー活用事業により、児童・生徒や保護者が心や身体の悩み、不登校やいじめ等の問題を相談できるような体制づくりに努めるとともに、各学校単位において、喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性についての知識の普及を図ります。
- 心と身体のバランスがとれた成長を促すため、成長段階に応じた性に対する正しい知識や命の大切さに関わる教育を推進します。

関連事業

1	スクールカウンセラー活用事業★	担当課	学校教育課
中学校においてスクールカウンセラーを配置し、中学校及び中学校区内の小学校において相談支援を行うことで、不登校やいじめ等の生活指導上の諸問題の解決や支援につなげます。			
2	薬物乱用防止指導計画に基づく指導の実施	担当課	学校教育課
各学校単位で薬物乱用防止指導に関する計画書を作成し、保健、保健体育、道徳教育、特別活動、講話、講習会等の実施を通じて指導を行います。			
3	性及び命の大切さに関する教育の充実	担当課	学校教育課
各学校単位で、成長段階に応じ性に関する正しい知識の涵養や、命の大切さに関わる教育を実施します。			
4	青少年問題協議会	担当課	生涯学習課
青少年問題協議会については、柳川市青少年育成市民会議との連携や機能の明確化、今後のあり方について見直しを行い、青少年の健全育成、青少年を取り巻く環境づくりを進めます。			

④ 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向性

- 家庭、地域、学校が連携し、一丸となって子どもを育てる意識を持つことで、地域全体の教育力の向上につなげます。
- 地域資源を活用した教育活動、郷土学習等の文化・芸術活動、地域ボランティア等と連携した交流・体験活動等を推進します。
- 柳川市立小中学校PTA連合会への支援や教育講演会の開催、親同士、親と子育てを終えた世代が意見交換をできる場など、親が学ぶ機会を設けます。

関連事業

1	地域で子どもを育てる意識の啓発【新規】	担当課	子育て支援課 生涯学習課
地域での子どもの見守りやあいさつなどコミュニケーションの重要性について啓発を進め、子育ては親やその家族だけでなく、身近な地域に住んでいる市民と協働で進めるという意識を醸成します。			
2	学童農園事業	担当課	観光課
農漁業体験や公園整備により来園者の増加を図り、市民や都市生活者が農漁業に親しみ、交流を深める場となるよう事業を推進します。また、民間や周辺施設との連携による、サービス向上や情報発信を図るとともに、連携を強化することで、社会学習の場としての活用を進めます。			
3	学校農園事業	担当課	学校教育課
次代を担う子どもたちに農業体験の機会を提供し、農業への理解を深めるとともに、労働の喜びや食べ物大切さを再認識させることを目的に実施します。			
4	学校施設の活用	担当課	生涯学習課
柳川市立学校施設利用条例等に基づき、小中学校の施設（屋内運動場、クラブハウス、屋外運動場）を、学校教育に支障のない範囲で市民に提供します。			

5	市民参画による生涯学習イベント	担当課	生涯学習課
通年型の子ども向け体験プログラム「やながわトライアルキャンパス」を実施するとともに、内容の充実や周知を進め、市民の参加を促進します。			
6	各種講座の開催	担当課	生涯学習課
ドローン講習やSDGsカードゲームなどの次世代育成事業を、学校や育成会の連携のもと実施します。			
7	文化芸術振興事業	担当課	生涯学習課
認定こども園・保育園児を対象とした観劇会や小学生を対象とした芸術鑑賞事業、文化会館を中心とした子ども向けの体験ワークショップやアウトリーチ事業を通じて、幅広い世代の子どもとその保護者が文化芸術に触れる機会の創出を進めます。			
8	地域伝統行事等継承団体の育成	担当課	生涯学習課
地域文化の継承と文化活動の支援を目的に、地域の伝統行事や伝統芸能の継承団体に対して、補助金の交付や支援制度の活用を促します。			
9	生涯学習の推進体制	担当課	生涯学習課
柳川市生涯学習推進本部設置要綱の内容の見直しと、制度の有効活用について検討します。			
10	家庭教育学級	担当課	生涯学習課
家庭教育に関する啓発活動として、各公民館において家庭教育学級や家庭教育講演会の開催など、家庭教育に関する学習機会を提供します。			

11	親に対する教育★	担当課	生涯学習課
PTA での講演・研修の実施依頼や講師等の派遣、社会教育事業において親同士や親と子育てを終えた世代との交流事業などを検討します。また、家庭教育講演会の開催など、家庭教育に関する学習機会を提供します。			
12	社会教育指導員（地域活動指導員を含む）	担当課	生涯学習課
成人教育や青少年教育など、社会教育の特定分野における直接指導や学習相談に対応できる体制を整えます。また、各種研修会に参加しながら、イベントの企画立案や運営にも取り組みます。			
13	指導者養成事業	担当課	生涯学習課
社会教育活動指導者養成の一環として、指導者養成講座や研修会を実施します。			
14	社会教育委員研修会	担当課	生涯学習課
社会教育委員の資質の向上を図るため、先進地の視察などの研修を行います。			
15	市子ども会育成協議会	担当課	生涯学習課
子ども会、育成会及び指導者間の連絡調整を図り、自主的な結束を促進することで、子ども会の健全な育成と発展に寄与します。			
16	社会教育育成事業	担当課	生涯学習課
地域社会の一員として貢献する喜びを青少年期に体験させ、豊かな人間性を育むことを目的に、公民館事業のサポートや中学生・高校生を対象としたジュニアリーダー研修等を実施します。			
17	公民館事業	担当課	生涯学習課
生涯学習課をはじめ、関係課や関係団体との連携のもと、各公民館事業における、なかよし交流会や郷土学習、世代間ふれあい交流事業等を実施します。			

基本目標3 子どもとその親がいきいきと暮らせる地域づくり



子どもが生きる上で個人として尊重され、地域での生活やまちづくりに積極的に参加したり、意思表示ができるよう、子どもの権利の尊重に向けた啓発を進めます。また、子どもとその親が、世帯や本人の状況に関わらず安全に、安心して暮らすことができるよう、経済的な支援や障がい福祉の推進、ひとり親への支援のほか、地域と連携した防犯対策や、交通安全に関する意識啓発に取り組みます。

1 子どもの権利の尊重

施策の方向性

- 子ども一人ひとりが生きる上で個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的な扱いを受けることがないように、子どもの権利に関する周知・啓発を図り、広く理解を深める取り組みを推進します。
- 子どもがまちづくりや生きることについて、意思表明をしたり声をあげることができる環境づくりを進めます。

関連事業

1	子どもの権利の周知・啓発【新規】	担当課	子育て支援課
子どもの権利について、市広報誌等を通じた周知啓発を進めるとともに、学校や家庭における人権教育や子どもの権利に関する教育を推進します。			
2	子どもが声をあげられる環境整備【新規】	担当課	子育て支援課
まちづくりにおいて子どもの意見を取り入れる機会を設けるとともに、子どもの人権110番や児童相談所、こども家庭センターなど、権利侵害があった際の相談場所の周知を図り、子どもの権利侵害にいち早く対応できる環境を整備します。			

② 相談体制・情報提供の充実

施策の方向性

- 子育てに関する情報が、必要としている人に適切に届くよう情報発信手段の多様化や内容の充実を図ります。
- 子育て支援課や子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」が、子どもとその親の身近な相談先として定着し、困りごとがスムーズに支援につながるよう、相談窓口の周知を進めるとともに、相談体制の整備と支援にあたる人材の資質向上に努めます。

関連事業

1	利用者支援事業★	担当課	子育て支援課
相談支援を通じて、子どもとその親の個別ニーズを把握し、適切な子育て支援事業の情報を提供します。また、支援を行う子育て支援コンシェルジュや子育て支援コーディネーターの資質向上に努めます。			
2	情報提供体制の整備・充実★	担当課	子育て支援課
子育てハンドブックやガイドリーフレットの配布、公式サイトやLINE等を通じて、地域の子育て支援情報や相談先に関する情報を発信します。また、健診や赤ちゃん訪問など、保護者と対面する機会において、本人の状況や必要に応じた情報提供に努めます。			

③ 経済的な負担の軽減

施策の方向性

- 保護者の子育てに係る経済的負担を軽減するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、多子世帯への支援など、各種経済的支援の充実に努めます。
- 家庭の問題は多様化・複雑化しており、経済的支援と併せて、専門的な支援を行う人材による相談支援や支援サービスによる一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

関連事業

1	保育料の軽減★	担当課	子育て支援課
第3子優遇制度事業を含め、国の基準より保育料を軽減します。			
2	児童手当の支給★	担当課	子育て支援課
児童手当法に基づき、高校生年代までの児童を養育している保護者等に手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。また、制度改正について適切に周知を行います。			
3	子ども医療費助成★	担当課	健康づくり課
未就学児の通院・入院及び小中学生の入院に係る自己負担額を無料化するなど、子どもの医療費の一部を助成することで、保護者の負担を軽減し、疾病の早期発見と治療を促進します。これにより、乳幼児等をはじめとする子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。			
4	ひとり親家庭等医療費助成★	担当課	健康づくり課
18歳以下の子どもがいる母子家庭、父子家庭、または父母のいない児童等を対象に、医療費の自己負担額を助成します。			

5	重度障がい者医療費助成★	担当課	健康づくり課
重度障がい者の医療費の一部を本人またはその保護者に助成します。			

6	未熟児養育医療★	担当課	健康づくり課
養育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。			

7	多子世帯への支援★	担当課	子育て支援課
保育料の助成や、児童手当の拡充による第3子以降への支給額の増額等により、子育ての負担軽減に向けた支援を行います。			

④ さまざまな子どもや家庭の状況に応じた支援

施策の方向性

- 障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、各種健診を実施するとともに、障がい児が身近な地域で安心して生活できるよう、保健・福祉・教育等の関係機関の連携のもと、年齢や障がいに応じた総合的な支援を推進します。
- 自閉スペクトラム症（ASD）、限局性学習症（LD、学習障がい）、注意欠如多動症（ADHD、注意欠陥・多動性障がい）等の発達障がいについて、適切な情報発信に努めるとともに、保護者の気づきから適切な相談と支援につながる体制を構築します。
- 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築について検討します。
- ひとり親家庭に対し、保育所や放課後児童クラブ、子育て短期支援事業等の利用に際しての配慮等の支援策を推進するとともに、生活支援や経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。
- さまざまな状況の子どもを育てる親が、悩みや不安を抱え込むことのないよう、地域や関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に合わせた適切な相談支援やサービス利用につなげます。
- 不登校やひきこもり、ヤングケアラーなど、悩みや家庭の事情による不自由を抱えている子どもがいることについて啓発を行い、本人やその家族、地域の意識を高めます。また、保護者や地域の気づきや相談があった際には、本人の意向を尊重しながら、関係機関との連携のもと、伴走的な支援を行います。

関連事業

1	エンゼルサポーター事業★	担当課	子育て支援課
多胎児を養育する家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・育児等の負担軽減を図ります。			
2	障がい児保育事業	担当課	子育て支援課
障がい児の発達支援と障がい児保育の総合的な推進を図るため、保育士の加配に対して補助金を交付します。			

3	障がい児保育環境改善事業	担当課	子育て支援課
障がい児保育に必要な設備整備及び必要な道具等環境整備を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図るとともに、障がい児を受け入れる保育所の拡充を図ります。			
4	特別支援教育児童生徒の就学補助★	担当課	学校教育課
特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校に必要な経費の一定額を支給します。			
5	障がいに関する相談窓口の設置及び周知	担当課	福祉課
障がいのある人などの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。			
6	特別児童扶養手当の支給★	担当課	子育て支援課
障がいのある 20 歳未満の児童について、その養育者に手当を支給します。			
7	ひとり親家庭等日常生活支援事業★	担当課	子育て支援課
ひとり親家庭の母（父）が、疾病などの理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、食事や身の回りの世話などを行います。			
8	高等職業訓練促進給付金等の支給★	担当課	子育て支援課
ひとり親家庭の母（父）が、就職に有利な資格を取得するために 1 年以上養成機関に通う場合、生活費の一部を一定期間助成します。			

9	自立支援教育訓練給付金の支給★	担当課	子育て支援課
ひとり親家庭の母（父）が、就職につながる職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合、受講料の一部を助成します。			
10	児童扶養手当の支給★	担当課	子育て支援課
ひとり親家庭等における児童について、その養育者に手当を支給します。			
11	保育所や放課後児童クラブ等の利用における配慮★	担当課	子育て支援課
保育所や放課後児童クラブ等の利用に際し、ひとり親家庭に配慮します。			
12	不登校・ひきこもりの子どもへの支援【新規】★	担当課	子育て支援課
いじめや不登校の未然防止に向けた啓発を進めるとともに、問題行動等が発生した際に、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な対応を行うことができるよう、関係機関の連携を強化します。また、ひきこもりについては、家庭や地域からの相談、関係機関・団体との連携のもとで実態の把握と適切な支援に努めます。			
13	ヤングケアラーに関する啓発【新規】★	担当課	子育て支援課
ヤングケアラーは子ども本人や家族が、個人の権利が侵害されている自覚がない場合もあることから、子どもが担っている家事や家族の世話について考える機会を設けるため、学校や関係機関・団体と連携した啓発活動を推進します。また、ヤングケアラーに該当する子どもを把握したり、本人から相談があった際には、本人の意思を尊重したうえで、関係機関と連携した支援に努めます。			

14	子どもの自殺対策の推進【新規】	担当課	子育て支援課
学校と連携した児童・生徒の SOS の出し方やストレス解消法、インターネットや SNS との適切な付き合い方の啓発を通じて自殺予防教育を推進します。			
15	要保護児童対策地域協議会の機能強化★	担当課	子育て支援課
児童福祉法の規定に基づく要保護児童の早期発見と、要保護児童とその家族への適切な支援を行います。また、関係機関による情報共有の徹底や必要に応じた個別ケース会議を開催します。			
16	生活困窮者自立支援【新規】★	担当課	生活支援課
生活困窮に陥っている世帯及びその恐れのある世帯に対し、関係機関と連携しながら自立した生活に向けた支援を行います。			

⑤ 良好・安全な生活環境の整備

施策の方向性

- 安全性の確保やユニバーサルデザインの観点に立ち、公営住宅の建て替え事業や、計画的な道路交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化により、誰もが安心して生活できる環境を目指します。
- 市庁舎をはじめ、多くの人が利用する公共施設については、障がい者や妊産婦、親子連れでも利用しやすい、段差解消、多目的トイレの設置、障がい者用駐車場の設置等の整備に努めます。
- 子育て世代のニーズが高い児童公園などの子どもの遊び場については、計画的な整備と適切な管理に努めるとともに、「柳川むつごろうランド」の積極的な活用に向けて取り組みます。

関連事業

1	公営住宅の建て替え事業	担当課	建設課
公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者や子育て世帯など、幅広いニーズに対応した市営住宅の整備に取り組みます。			
2	公共施設のバリアフリー化の推進	担当課	建設課
「バリアフリー新法」及び「福岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、施設整備に努めます。また、通学路については、「通学路安全プログラム」を活用し、児童の安全な通行の確保に取り組みます。			
3	重点施設整備	担当課	都市計画課
多くの人が利用する公共施設等については、「段差の解消」や、障がい者、妊産婦、親子連れが利用できる「多目的トイレ」の設置、「障がい者用駐車場」の設置など、バリアフリー化を推進し、重点的な施設整備に努めます。			

4	児童公園の整備・管理と活用促進	担当課	都市計画課
子育て世代のニーズが高い児童公園などの子どもの遊び場について、定期的な巡視や点検を実施し、維持管理を徹底しながら、遊具や施設の改修を計画的に進めます。また、「柳川むつごろうランド」については、社会学習の場としての活用に向けて、情報発信の強化や関係機関との連携による活用方針の検討を進めます。			

5	公園遊具等の安全管理・補修	担当課	生涯学習課
柳川市公園遊具等改善計画に基づき、地域の公園等に設置されている遊具について、定期的な安全点検を実施し、補修が必要な箇所については適切な補修を行います。			

6 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施策の方向性

- 子どもや保護者を対象とした交通安全指導や交通安全教室等を充実させることで、交通安全意識の高揚に努めます。
- 交通安全計画に基づく道路交通環境の整備に努めるとともに、交通安全指導員等による登下校時の見守りなど、地域の見守り活動を推進します。
- 保育所等において、散歩等の園外活動を安心して楽しめるように、安全対策のための道路交通環境の整備に努めます。

関連事業

1	交通安全計画	担当課	総務課
柳川市交通安全計画に基づき、道路管理者、警察、行政区長、学校関係者と連携して道路交通環境の整備を進めます。また、地域住民や行政区長、交通安全協会などの協力のもと、交通安全施設の維持管理を行います。			

2	交通安全教育	担当課	総務課
警察署や交通安全協会と連携し、交通安全教室や、啓発ポスターの作成を行います。			

3	交通安全街頭啓発事業	担当課	総務課
子どもたちが交通事故に遭うことのないよう、交通安全指導員等による登下校の見守りや、消防団等によるパトロール、街頭での啓発活動などを実施します。			

4	保育所等の園外活動に係る危険箇所点検事業	担当課	子育て支援課
保育所等で散歩等の園外活動を安全に楽しめるよう、危険箇所の把握と改善に努めます。			

⑦ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策の方向性

- 子どもの安全を守るため、防犯パトロールや防犯灯の設置、小中学校安全指導員の配置を推進し、犯罪を防止する環境を整備します。
- 不審者情報の収集・共有、「子ども 110 番の家」の周知を図るとともに、子どもや保護者に対する防犯教育を強化します。
- スマートフォンや SNS を通じたネット犯罪は子どもたちが被害者にも加害者にもなる可能性があることから、情報モラル教育を小中学校の教科に取り入れながら、発達段階・学年に応じて正しいメディアとの付き合い方を指導していくとともに、子どもとその親双方に対してスマートフォンの適正利用と犯罪被害の未然防止に関する啓発を行います。

関連事業

1	安全安心まちづくり条例	担当課	総務課
条例に基づき、安全安心相談員による相談事業や、警察署・防犯協会と連携した青色防犯パトロールの実施、各種啓発活動及び啓発物の作成を推進します。			

2	防犯灯の設置	担当課	総務課
防犯灯整備計画に基づき、中学校等からの要望を受けて、通学路に新たな防犯灯を設置します。また、既設の防犯灯については、適切な管理と更新を実施します。			

3	小中学校安全指導員	担当課	学校教育課
児童・生徒の安全対策強化のため、各中学校区に安全指導員を配置し、下校時の通学路の巡視等を行います。			
4	ネット・パトロール	担当課	学校教育課
スマートフォンや SNS の利用拡大により、子どもたちがネット犯罪に巻き込まれる危険性が増しているため、各学校の学級活動や集会等を通じて、適正利用の啓発や見守り活動に取り組みます。			
5	子ども 110 番の家	担当課	学校教育課
登下校時などに、子どもが不審者に遭遇した場合、助けを求めて駆け込むための「子ども 110 番の家」を指定します。また、声かけによる注意や地域内のパトロールを行うとともに、不審者が確認された場合には、地域・警察等と連携のもと情報共有を行い、各家庭に連絡します。			
6	環境浄化活動	担当課	学校教育課
スマートフォン等を通じた子どもへの有害情報や被害を未然に防ぐため、「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」に基づく適切な指導を行います。			
7	福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査	担当課	生涯学習課
福岡県青少年健全育成条例に基づき、調査員が図書類取扱店（書店、コンビニエンスストア、ビデオ店等）に立ち入り、営業状況が条例に適合しているか調査を行います。			
8	青少年育成市民会議	担当課	生涯学習課
各種講演会や小・中学生の意見発表会の開催、青少年非行防止を目的とした夜間巡回の実施を通じて、青少年の健全育成に関する市民意識の向上を図ります。			

⑧ 働くことや結婚の希望を叶える支援

施策の方向性

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直しや男女が互いに協力し合いながら子育てを行う環境づくりを推進します。
- 子育てと両立できる働き方の実現のため、育児休業制度の定着・促進や時短勤務制度に関する啓発のほか、父親も育児休業を取得して両親がともに子育てを分担・協力できるよう、企業や地域社会への意識啓発等を推進します。
- 出会いの機会の創出や、本市の魅力を発信することで、結婚と定住の支援に取り組みます。

関連事業

1	男女共同参画の意識啓発	担当課	人権・同和対策室
男女共同参画の推進に向け、広報活動や講演会の実施のほか、各種審議会・委員会に携わる行政職員を対象にした研修を行います。			
2	事業者への広報★	担当課	商工・ブランド振興課
県が開催するセミナーの参加者の募集等、県と連携して市ホームページやパンフレットへの情報掲載を通じて、職場における仕事と家庭との両立に関する正しい知識の普及や労働環境整備に対する意識啓発を行います。			
3	女性労働相談の実施★	担当課	商工・ブランド振興課
職場での悩み相談や就労相談を実施し、女性への就労支援を目的とした相談対応や情報提供、さらに関連法規の啓発を進めます。			
4	労働関係法規の情報提供	担当課	商工・ブランド振興課
庁内窓口でのパンフレット配置や市ホームページ掲載を通じて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの労働関係法規を周知します。			

5	結婚サポート事業	担当課	企画課
未婚の男女に交流の場や出会いの機会を提供し、人口増加や若者の定住促進を図ります。さらに、本市または県が主催する婚活イベントに参加し、婚姻後に市内に居住する夫婦に祝い品を交付するなど、定住促進につながる取り組みを行います。			

9 児童虐待防止対策の充実

施策の方向性

- 子どもとその家庭等からの相談に応じるとともに、地域の資源やサービスとつなぐ役割を担う「こども家庭センター」を設置し、専門性を有する職員の配置、講習会への参加等により、支援体制の強化を図ります。
- 庁内の関係部署が緊密な連携をとるとともに、要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の関係機関との連携を強化して、児童虐待の発生予防、早期発見、迅速・的確な対応に努めます。
- 虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

関連事業

1	養育支援訪問事業	担当課	子育て支援課
養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や助産師等がその居宅を訪問し、指導や助言等を行います。			
2	虐待防止と早期発見・対応に向けた体制整備	担当課	子育て支援課
子どもとその家庭等からの相談に応じる「こども家庭センター」を設置し、専門的な知識を有する職員を配置します。また、関係機関と連携した情報共有や訪問支援の実施など、支援体制の強化を図ります。			

3	母子生活支援事業★	担当課	子育て支援課
児童福祉法第 39 条に規定された児童福祉施設において、母子家庭の生活の安定と経済的・精神的自立を支援し、子どもの健やかな成長を促進します。			
4	家庭児童相談事業★	担当課	子育て支援課
児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待等の発生予防、早期発見、迅速かつ的確な対応に努めます。			
5	子どもを守る地域ネットワーク事業（要保護児童対策地域協議会）	担当課	子育て支援課
子どもに関係する機関が情報を共有し、連携して児童虐待などの問題に対応するため、要保護児童対策地域協議会を開催し、適切な対応に努めます。			

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画では、年度ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みと実施しようとする教育・保育等の提供体制の確保の方策を定めることとされています。（子ども・子育て支援法第61条）

「量の見込み」と「確保の方策」は、教育・保育等の提供区域ごとに定めることになっています。本市では、ニーズ調査結果や施設の実態等を総合的に勘案し、第2期計画と同様、基本的には「柳川市全域」を提供区域とします。ただし、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）については、事業の内容を勘案し、「小学校区」を提供区域とします。

2 教育・保育の量の見込みと確保の方策の考え方

各年度における教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）については、これまでの実績を基に設定しました。

設定した量の見込みに対応するため、特定教育・保育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）及び地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育事業）による確保の内容と実施時期（確保の方策）を定めました。

認定区分は、次のとおりです。

認定区分	施設等	家庭の類型	対象年齢
1号認定	認定こども園、幼稚園	専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭	3～5歳
2号認定	認定こども園、保育所	共働き家庭	3～5歳
3号認定	認定こども園、保育所、地域型保育事業	共働き家庭	0～2歳

3 教育・保育の量の見込みと確保の方策

事業の内容	幼児期の教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所）を利用する事業です。
提供体制 確保数の考え方	計画期間中は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

単位(実人／年)

教育（1号）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	110	106	96	95	93
②確保の内容 (認定こども園)	175	175	175	175	175
②-①	65	69	79	80	82

単位(実人／年)

保育(2号)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		2号	2号	2号	2号	2号
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,070	1,028	931	923	906
②確保 の内容	保育所・ 認定こども園	1,079	1,059	1,039	1,029	1,019
	企業主導型保 育(地域枠)	6	6	6	6	6
②-①		15	37	114	112	119

単位(実人／年)

保育(3号)		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		3号			3号			3号			3号			3号		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		160	236	299	155	260	263	152	253	291	149	248	284	145	243	277
②確保 の内容	保育所・ 認定こども園	180	270	317	180	270	317	180	270	317	180	270	317	180	270	317
	企業主導型保 育(地域枠)	3	7	7	3	7	7	3	7	7	3	7	7	3	7	7
②－①		23	41	25	28	17	61	31	24	33	34	29	40	38	34	47

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策の考え方

子ども・子育て支援法に定められている地域子ども・子育て支援事業について、それぞれの量の見込みと実施しようとする事業の提供体制の確保の内容と実施時期（確保の方策）を定めます。

なお、計画期間中は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

- ① 利用者支援事業
- ② 時間外保育事業（延長保育）
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な主体の参入促進事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 養育支援訪問事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児・病後児保育事業
- ⑫ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑬ 妊婦健康診査事業
- ⑭ 産後ケア事業（※）
- ⑮ 子育て世帯訪問支援事業（※）
- ⑯ 児童育成支援拠点事業（※）
- ⑰ 親子関係形成支援事業（※）
- ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（※）
- ⑲ 妊婦等包括相談支援事業（※）

※第3期計画からの新規事業

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

① 利用者支援事業

事業の内容	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	基本型・特定型・こども家庭センター型ともに今後も柔軟な対応に努めます。地域子育て相談機関については、令和8年度以降の整備に向け調整を進めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	確保の内容（か所）	1	1	1	1	1
地域子育て 相談機関	量の見込み（か所）	0	1	2	3	4
	確保の内容（か所）	0	1	2	3	4
特定型	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	確保の内容（か所）	1	1	1	1	1
こども家庭 センター型	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	確保の内容（か所）	1	1	1	1	1

② 時間外保育事業（延長保育）

事業の内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を延長して、保育園や認定こども園等で必要な保育を実施する事業です。
提供体制 確保数の考え方	市内の認可保育所において、午後7時までの延長保育を実施しており、今後も引き続き実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		552	534	509	502	491
確保の 内容	実人数（人/年）	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
	施設数（か所）	19	19	19	19	19

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の内容	保護者の世帯所得等の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	事業の必要性、効果等を勘案した上で、事業実施について検討します。

④ 多様な主体の参入促進事業

事業の内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。
提供体制 確保数の考え方	事業実施の必要性、効果等を総合的に検討します。

⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
提供体制 確保数の考え方	ニーズに応じた受け入れ態勢を確保するとともに、今後子どもの居場所づくりのため、放課後子供教室との一体型の推進や公民館等との連携・活用について検討します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1年生	278	255	267	225	226
	2年生	225	229	210	220	185
	3年生	165	148	150	138	144
	4年生	57	59	53	53	49
	5年生	25	24	25	22	23
	6年生	4	4	3	4	3
	合計	754	719	708	662	630
確保の内容	実人数(人)	847	847	847	847	847
	施設数(か所)	14	14	13	13	13

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業の内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	児童養護施設白梅学園、甘木山学園、甘木山乳児院で事業を実施しています。今後も必要な需要量を受け入れられるような体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	18	18	17	17	16
確保の内容	延べ人数（人日）	20	20	20	20
	施設数（か所）	1	1	1	1

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	すべての対象となる家庭を把握し、訪問しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	328	319	312	306	298
確保の体制	有	有	有	有	有

⑧ 養育支援訪問事業

事業の内容	養育支援が必要な家庭を養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
提供体制 確保数の考え方	乳児家庭全戸訪問等により支援が必要な家庭を把握し、訪問しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	106	103	99	96	93
確保の体制	有	有	有	有	有

⑨ 地域子育て支援拠点事業

事業の内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助、講習等を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	子育て支援施設「このゆびとまれ」と保育園3園（正光乳児保育園、あけの保育園、垂見保育園）で事業を実施しています。今後も親子が気軽に参加できるような体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （人回/月）	1,733	1,700	1,730	1,691	1,651
確保の内容（か所）	4	4	4	4	4

⑩-1 一時預かり事業（幼稚園型・在園児対象）

事業の内容	認定こども園において、通常の教育時間以外の時間に、在園児の希望者を対象に必要な保育を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	認定こども園において、今後も継続して実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	2,046	1,972	1,786	1,767	1,730
確保の内容（か所）	2	2	2	2	2

⑩-2 一時預かり事業（一般型・幼稚園在園児以外）

事業の内容	保育認定を受けない子どもを、利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育園で預かり、保育を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	保育所等での一時預かりについては、今後も必要な需要量を受け入れられるような体制を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		1,060	1,028	983	969	948
確保の内容	一時預かり（人）	17	17	17	17	17
	子育て援助活動支援（実施）	あり	あり	あり	あり	あり

⑪ 病児・病後児保育事業

事業の内容	病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもについて、医療機関や保育所等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。（現在本市では、病後児保育のみを行っています）
提供体制 確保数の考え方	現在、病後児保育を保育園1園（定員3人／日）で実施しています。病児保育については、広域での受け入れなども含め、実施に向けて検討します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		351	340	329	319	307
確保の内容	実人数（人）	780	780	780	780	780
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

⑫ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業の内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	事業の周知を図るとともに、利用料の見直しなど、利用者のニーズに応じた事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	1,148	1,114	1,078	1,045	1,006
確保の内容(人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

⑬ 妊婦健康診査事業

事業の内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
提供体制 確保数の考え方	妊婦の健康保持増進のため、今後も継続します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者(人)	335	326	320	312	305
	回数(人回)	3,760	3,659	3,592	3,502	3,424
確保の内容(実施体制)		有	有	有	有	有

⑭ 産後ケア事業

事業の内容	出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	産後ケア事業利用に関する一部公費負担を行い、産後及び乳児期の心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てできる体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	320	312	306	299	291
確保の内容（人日）	320	312	306	299	291

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

事業の内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
提供体制 確保数の考え方	量に関して登録支援員のための派遣で不足することもあることから、事業所への委託も実施することで十分な量の確保を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日/年）	259	252	245	239	231
確保の内容（人日/年）	260	260	260	260	260

⑩ 児童育成支援拠点事業

事業の内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。
提供体制 確保数の考え方	当面は1か所での運営にて子どもへの包括的な支援及び居場所を提供します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	9	9	9	9	8
確保の内容（人）	10	10	10	10	10

⑪ 親子関係形成支援事業

事業の内容	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	1か所にて1プログラム全4回シリーズにて講座を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	15	15	15	14	14
確保の内容（人）	20	20	20	20	20

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の内容	保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行うとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	今後の利用ニーズを把握しながら、事業実施に向けた体制整備を進めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日/月)	0歳児	—	164	160	157	153
	1歳児	—	80	78	76	74
	2歳児	—	50	55	53	52
確保方策 (人日/月)	0歳児	—	164	160	157	153
	1歳児	—	80	78	76	74
	2歳児	—	50	55	53	52

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要定員数)	0歳児	—	9	9	9	9
	1歳児	—	5	4	4	4
	2歳児	—	3	3	3	3
確保方策 (必要定員数)	0歳児	—	9	9	9	9
	1歳児	—	5	4	4	4
	2歳児	—	3	3	3	3

⑲ 妊婦等包括相談支援事業

事業の内容	妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境やその他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。
提供体制 確保数の考え方	利用ニーズを踏まえ、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、適切な情報の提供や相談支援に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	1,005	978	960	936	915
確保の内容（回）	1,005	978	960	936	915

第6章 計画の推進体制

1 関係機関との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園、保育所、認定こども園の運営状況等の必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、密接に連携し取り組みを進めます。

また、市民の保育ニーズに応えられるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携しながら、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取り組みを進めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園及び保育所においては、研修などの分野で相互の連携が必要であるとともに、地域において、さまざまな団体や関係機関での情報や課題の共有は、市全体の子育て支援の強化につながります。そのため、本市は関係機関相互のネットワークの構築に向けた支援を行います。

2 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「柳川市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）について点検、評価し、この結果を公表します。

また、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、計画の進捗状況等は市ホームページ等で公表します。

資料編

1 策定経過

期日	内容
令和6年7月3日（水）	令和6年度第1回柳川市子ども・子育て会議
令和6年8月6日（火） ～8月30日（金）	団体ヒアリング調査
令和6年8月9日（金） ～8月21日（水）	就学前児童保護者対象ニーズ調査 小学生児童保護者対象ニーズ調査 小中学生対象生活状況調査 小中学生保護者対象生活状況調査
令和6年11月11日（月）	令和6年度第2回柳川市子ども・子育て会議
令和7年1月30日（木）	令和6年度第3回柳川市子ども・子育て会議
令和7年2月5日（水） ～2月18日（火）	パブリックコメント

2 柳川市子ども・子育て会議委員名簿

（順不同・敬称略）

機 関	氏 名
柳川市学童保育所連絡協議会	栗田 俊介
柳川市議会	今村 智子
柳川市立小中学校 PTA 連合会	福山 優子
公募委員	椛島 一哉
柳川市社会福祉協議会	古賀 達也
柳川市立小学校長会	古賀 英興
柳川市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会	高田 幸子
柳川市幼稚園協会	田中 宗舟
公募委員	津村 由佳
学識経験者	宮地 あゆみ
子育て支援ネットワーク	森 郁子
柳川市保育協会	山田 元子
柳川市民生委員児童委員協議会	橋本 京子
子育てサークル	横地 景子

3 柳川市子ども・子育て会議条例

(平成25年6月28日条例第16号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、柳川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 委員長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 用語集

あ行

ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。
アウトリーチ	対象者のいる居宅等を訪問して働きかける支援形態のこと。
アセスメント	利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）または状況の本質、原因、経過及び予測を理解するために、必要なサービスの提供及び援助に先立って行われる一連の手続のこと。
医療的ケア児	日常生活及び社会的生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。

か行

核家族	夫婦とその未婚の子ども（夫婦のみの世帯及びひとり親世帯を含む）で成り立つ家族のこと。
こども家庭センター	妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。
こども基本法	こども政策の総合的な推進に向けて、こども施策の基本理念等を示した法律のこと。
こども大綱	こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月22日、こども基本法に基づき、閣議決定された。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こどもの貧困の解消に向けた基本理念等を定め、国・自治体等において、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的に施行された法律のこと。

さ行

児童の権利に関する条約	平成元年の 11 月に国連総会において採択された、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約のこと。
児童養護施設	保護者のいない児童や、虐待を受けた児童等を入所させ養護するとともに、退所者に対する相談その他自立のための援助を行う施設のこと。
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題及び悩みの相談に応じるとともに、教師及び保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家のこと。
スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童・生徒に対し、児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく福祉の専門家のこと。

た行

待機児童	認定こども園等への入所条件を満たし、入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。
------	--

な行

乳児院	保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設のこと。
-----	-----------------------------

は行

放課後子供教室	子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業のこと。
---------	--

ま行

民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体、ボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりを担う人物のこと。
----------	---

第3期柳川市子ども・子育て支援事業計画

発 行 令和7年3月

発行者 柳川市 保健福祉部 子育て支援課

〒832-8601

福岡県柳川市本町 87 番地 1

T E L 0944-77-8523

